

## 花巻市議会基本条例（案）の検討経過について

昨年12月の定例会において、設置された花巻市議会改革検討特別委員会に付託されました議会改革に関する2つの事件のうち「議員定数の検討」についての審査は今年3月定例会で終結し、その結果についてはすでに市議会だより臨時号等で市民の皆様へ御報告をして、議員定数条例の制定となったところであります。

もう一方の「議会基本条例」につきましては、先に任意の検討委員会で策定した素案に対するパブリックコメント・市民との懇談会・議会改革に関する研修会などを通じて、広く市民の皆様からたくさんの御意見・御提言等をいただきました。その数は、条例素案に対しては308件、その他議会に対しては256件におよびましたことから、なお審査の時間が必要との判断をいたし、引き続き検討を進めてまいりました。

検討に当たっては、本特別委員会の下に設置した議会基本条例検討小委員会が中心となって、皆様からいただいた内容に対する考え方や条例制定後の運用も見据えて検討作業を行い、それを基にさらに本特別委員会で検討を重ねていくという手法を取ってきたところです。

また、策定の基本となった3つの方針は以下のとおりです。

- ① 長に対する議会の監視機能は主要な役割であり、その機能強化を図る。
- ② 議員同士の自由討議による合意形成、委員会の活性化、議員研修等によるアクティブな議会を目指す。
- ③ 参考人・公聴会制度の活用や議会報告会など、市民との多様な意見交換の場を設けるとともに、情報を共有し協働する議会を目指す。

小委員会は、設置以来32回にわたって検討を重ね、この間本特別委員会は12回の会議を開き、その都度小委員会から審査の経過報告を受けるとともに、委員間で活発に意見交換を行いながら、慎重に審査を進めてきたところであります。

市民の皆様から、これまでに寄せられました貴重な御意見・御協力に対し、心から感謝を申し上げますとともに、ここに改めて御報告申し上げる次第であります。

なお、本条例案は、6月定例会に上程する予定であることを申し添えます。

平成22年5月18日

花巻市議会改革検討特別委員会委員長 佐藤 忠 男

「花巻市議会基本条例素案」に対する御質問・御意見と、それに対する議会改革検討特別委員会の考え方

条 例	御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>(前文)</p> <p>花巻市議会（以下「議会」という。）は、二元代表制のもと、市長とともに市民の信託を受けた市の代表機関である。議会は多人数による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を生かし、市民の意思を市政的に確に反映させるために競い、協力し合いながら、市としての最高の意思決定を導く共通の使命が課せられている。</p> <p>地方分権の時代にあつて、自治体の自主的な意思決定と責任の範囲が拡大した今日、議会の果たすべき役割は確実に増してきており、自治体政策を審議する場合において、その論点、争点を市民に明らかにし、持てる権能を十分に駆使し、議決機関としての責務を果たさなければならない。</p> <p>このような使命を達成するため、議会は主権者である市民の代表機関であることを常に自覚し、市民との関係、市長その他の執行機関との関係、議会の活動原則及び議員の活動原則等を定め、市民の信託に全力で応えていくことを決意し、議会の最高</p>	<p>① 前文で「市民の意見を的確に反映させるために競い、協力しながら」とあるが、「意見交換、協議を繰り返しながら」の方がいいのではないか。</p> <p>② 「独任制」「二元代表制」などわかりにくい用語が多いので簡易な表現にするか詳細な説明文が必要だ。</p> <p>③ 「市議会は市民の幸せを願い、そのために全力を尽くす。」のように一言で市民が夢を描ける文言を入れるべき。</p> <p>④ 「信託」とはどのような意味や解釈で使っているのでしょうか。「信託」という表現は不適切だ。</p> <p>⑤ 2段2行目 「増してきており」を「増してきていることから」に変更してはどうか。</p> <p>⑥ 3段1行目 「機関であることを常に自覚し」を「機関であることから」か「機関であることに鑑み」に変更してはどうか。</p>	<p>① 市長等の政策を監視し、けん制することと合わせ、議会で議決をした責任がありますので、それに対しては協力していく必要があると考えています。</p> <p>② 条例の説明に「二元代表制」に併せて「独任制」につきましても説明を入れることとします。</p> <p>※「独任制」 1人をもって機関を構成し、独立して職務を執行し、意思を決定する制度のことです。(都道府県知事、市町村長など)</p> <p>③ 前文や条文の中に十分うたわれていると考えています。</p> <p>④ 「選挙を通して市民が信頼して任せること」という意味として使っています。</p> <p>⑤ 条例を制定する理由は、「議会の果たすべき役割は確実に増してきていること」だけではないと考えています。</p> <p>⑥ 条例を制定する理由は、議会が「主権者である市民の代表機関であること」だけではないと考えています。</p>

条 例	御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>規範としてこの条例を制定する。</p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>(目的)</b></p> <p>第1条 この条例は、議会に関する基本事項を定めることにより、議会への民意の反映と、議会の情報公開を充実させ、議決機関としての責任を果たすことを目的とする。</p> <p><b>(定義)</b></p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>⑦ 前文は、本来、その法令の基本的な思想を厳粛に宣言するべきものであると思う。市民・行政・議会にとって、この議会基本条例の制定がどのような意義があり、どのように大切なことであるのかという一番大切な基本的な訴え（条例制定の理念）が感じられないのが残念。また、花巻市議会の最高規範ともなるべき基本条例を制定したいという熱い思いが感じられない文章ゆえ、迫りに欠ける。</p> <p>第1条</p> <p>① 情報公開を目的にするのはおかしい。</p> <p>② 情報公開をすすめるのであれば具体を条立てするべきだ。</p> <p>③ 情報公開の具体的方法については、説明文からはホームページによるものと受け取れる。ほかの市民にわかりやすい方法はあるか。</p> <p>④ 情報公開の姿勢が弱いと思う。北上市の窓口ではオープン度合は高いので、なぜそうできていないのか探り取り入れるべきだ。</p> <p>第2条</p> <p>① 読む人によって種々の解釈が成り立つ文言であるので、小委員会として考えている内容を一義的に説明してほしい。次の項目を追加してほしい。</p>	<p>⑦ 前文に十分思いを込めていると考えております。</p> <p>第1条</p> <p>①～④</p> <p>第1条の「情報公開」につきましては、説明文に記載しております「議会の活動内容をお知らせしていく「開かれた議会」を推し進めていきます。」という議会の姿勢を示す意味で使っています。</p> <p>具体的な方法としましては、第4条（開かれた議会の運営）、第8条（会議の公開）、第9条（議会報告会）、第10条（議会広報）、第18条（委員会の意見等を交換する場）、第20条（政務調査費の用途の公開）などで市民の皆様へ情報をお伝えしていきます。</p> <p>第2条</p> <p>① 御提言につきましては、解釈や運用がその時々で変わっていくものですので定義に規定するのがふさわしくないと考えております。</p>

条 例	御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>(1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。</p> <p>(2) 市長等 市長及びその他の執行機関をいう。</p> <p>(3) 委員会 花巻市議会委員会条例に定める常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。</p>	<p>ア 情報公開（第1条）</p> <p>イ 議会改革（第26条第1項）</p> <p>ウ 議会関係条例（第27条第2項）</p>	<p>御指摘の項目につきましては、現在以下のように考えております。</p> <p>ア 情報公開－第1条の「考え方」をご覧ください。</p> <p>イ 議会改革－議会基本条例の制定に当たり、次の3つを基本方針としています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 二元代表制の基で、長に対する議会の監視機能は主要な役割であり、その機能強化を図る</li> <li>2. 議員同士の自由討議による合意形成、委員会の活性化、議員研修（政策形成・立案能力向上）などによるアクティブな議会を目指す</li> <li>3. 参考人・公聴会制度の活用や議会報告会など、市民との多様な意見交換の場を設けるとともに、情報を共有し協働する議会を目指す</li> </ol> <p>ウ 議会関係条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・花巻市議会議員定数条例</li> <li>・花巻市議会定例会条例</li> <li>・花巻市議会委員会条例</li> <li>・花巻市議会定例会の招集の時期に関する規則</li> <li>・花巻市議会会議規則</li> <li>・花巻市議会会派に関する規程</li> <li>・花巻市議会傍聴規則</li> <li>・花巻市議会事務局条例</li> <li>・花巻市議会事務局の職員で市長部局の職員に併任されているものが処理すべき事務に関する規程</li> <li>・花巻市議会事務局処理規程</li> </ul>

条 例	御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>(最高規範性)</p> <p>第3条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。</p> <p>2 議会は、議会に関する日本国憲法、法律及び他の法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。</p>	<p>② 条文中に「市長等」と言葉で表現される箇所について、市当局と事前に十分な協議が行われた上で合意に達しているのか。</p> <p>第3条</p> <p>① 最高規範性を裏付ける意味からも、議決は特別表決で行うべき。</p> <p>② 第2項削除するべきです。上位にあるものの解釈を下位で定めるのはおかしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・花巻市議会公印規程</li> <li>・花巻市議会広報発行規程</li> <li>・花巻市議会政務調査費の交付に関する条例</li> <li>・花巻市議会政務調査費の交付に関する規程</li> <li>・花巻市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例</li> <li>・花巻市議会議員の期末手当に関する規則</li> </ul> <p>このほか、議会基本条例を運用するにあたり、次の必要な条例や規則等を定める必要があると考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条に基づく議会報告会に関すること</li> <li>・第15条に基づく議決する計画に関すること</li> <li>・第25条に基づく政治倫理に関すること</li> </ul> <p>② 市長等から意見の聴取を行いました。今後も必要に応じて協議を行っていくこととしています。</p> <p>第3条</p> <p>① 御提案は特別多数議決と思われませんが、現行法では法律に定めがある場合（重要な公の施設の廃止など）のみですので、皆様にわかりやすい方法（起立表決）で議決したいと考えております。</p> <p>② 上位法であります地方自治法は、昭和22年に制定されたものですので、その当時の考え方（中央集権）と現在（地方分権・地域主権）では大きな隔りがあるため</p>

条 例	御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>(議会の活動原則)</p> <p>第4条 議会は、市政の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努めなければならない。</p> <p>2 議会は、公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めなければならない。</p>	<p>第4条</p> <p>① 第4条については同意。この点については伸ばして欲しい。きちんとしたルールは市民の重要な判断としての中身なので有益だ。</p> <p>②第1項中の「機能が十分発揮できるよう」という文節は、その前後の文節とつながりにくい(文章全体の意味を不明にしている)ため、修正すべき。「議会は、市政の監視及び評価を厳正に行い、進んで政策立案及び政策提言に努め、もって議会の活性化に努めなければならない。」</p> <p>③ 第4条に、市政の監視を、第3項には市民の多様な意見を的確に反映しと規定しているが、普段から行われていることではないか。</p> <p>④ 第2項では信頼性をうたっている他の市議会の条例がある。入れたほうがよいのではないか。</p>	<p>同じ条文でも解釈が変わってきていますので、現在の時代に合った運用をしていくことをうたっております。</p> <p>第4条</p> <p>① ご意見に沿った活動に努めてまいります。</p> <p>② 「『市政の監視と評価』と『政策立案と政策提言』を行う機能が十分に発揮できるように、円滑で効率的な運営に努めていきます」という趣旨の内容です。          なお、「議会の活性化」につきましては、「第4章 議会の適切運営」の各条項の中で取り組むこととしております。</p> <p>③ これまで行ってきたものの中には、慣例や先例で行っているものもあります。その中で重要で基本的なことは条文化し、議員が入れ替わっても継続していくように決めました。          また、条文化をすることによって議員が認識することと併せ、市民の皆様には議会の姿勢をお知らせすることをねらいとしています。</p> <p>④ 公正性と透明性は議会が市民の皆様を示していくものであり、信頼性は市民の皆様が判断して議会に示していただくものと考えます。議会の公正性と透明性をしっかり確保することによって市民の皆様から信頼を得られる</p>

条 例	御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>(議員の活動原則)</p> <p>第5条 議員は、議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を尊重しなければならない。</p> <p>2 議員は、市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表としての自覚を持って活動しなければならない。</p> <p>3 議員は、議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。</p>	<p>第5条</p> <p>① 「議員相互間の自由な」の前に「会派を越えた」を追加すべき。</p> <p>② 議員の努力義務だが、「しなければならない」ではなく「する」とうたうべきではないか。</p> <p>③ 第3項の「議員は議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。」の「福祉」は必要ないのではないか。</p> <p>④ 基本条例に市民の生命財産を守るという文言がない。大切な基本理念でないか。</p> <p>⑤ 第5条については同意。この点は伸ばしてほしい。きちんとしたルールは市民の重要な判断としての中身ですので有益であるとする。</p> <p>⑥ 議員の資質を高める必要がある。</p> <p>⑦ 議員活動は新しい制度なのか。</p>	<p>ものと考えております。</p> <p>第5条</p> <p>① 「会派を越えた」につきましては「議員相互間の自由な討議」の中に含まれています。</p> <p>② 「しなければならない」は法令用語で義務を規定する場合に使われ、御提言の「する」よりも強い表現にしております。</p> <p>③～④ この条文の「福祉」は「幸せ・ゆたかさ」といった市民の生命や財産も含んだ広い意味で使用しています。また、下記のとおり説明文にも加えることとします。</p> <p>第3項の「福祉」は「幸せ・ゆたかさ」のように介護や医療のような社会福祉だけでなく市民の生活や生命・財産などを含んだ広い意味の「福祉」を意味しています。</p> <p>⑤ 御意見に沿った活動に努めてまいります。</p> <p>⑥ さらに努力してまいります。</p> <p>⑦ これまで行ってきたものの中には、慣例や先例で行っ</p>

条 例	御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>(議長及び副議長)</p> <p>第6条 議会は、議長及び副議長を置く。</p> <p>2 議長及び副議長の任期は、議員の任期とする。</p> <p>3 議長は、議会を代表し、議会の秩序保持、議事の整理、議会事務を統理し、公平公正な議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議長は、議会全体の代表とし、会派及び委員会から独立した活動を行うものとする。</p>	<p>⑧ 「言論の場」を「話し合いの場」にしてはどうか。</p> <p>⑨ 第2項「研さん」は「研鑽」と漢字使用でもかまわない。漢字と仮名の表記にすると分かりにくい場合は漢字で表記する場合が多い。</p> <p>第6条</p> <p>① 第2項に「任期は、議員の任期とする」とあるが、昔は大変に長く勤めた方がいたが、この頃は2年くらいで辞めている。今後はどのようにしていくのか。</p> <p>② 議長の任期（4年）は必ず実施するべき。</p> <p>③ 議長の任期2年は本当か。議長、副議長で今までの制度を変えるのか。</p> <p>④ 議長・副議長の規定は、それぞれ地方自治法103条、104条、105条に規定されているもの。わざわざ基本条例に2度書きする意味が理解できない。</p>	<p>ているものもあります。その中で重要で基本的なことは条文化し、議員が入れ替わっても継続していくように決めました。</p> <p>また、条文化をすることによって議員が認識することと併せ、市民の皆様には議会の姿勢をお知らせすることをねらいとしています。</p> <p>⑧ ほかの条文で使用されている表現とも整合させ、「言論の場」という表現がふさわしいと判断いたしました。</p> <p>⑨ 法令を作成する際の漢字の表記につきましては「常用漢字表（昭和56年10月1日内閣告示第1号）」に従って表記しています。</p> <p>第6条</p> <p>①～③ 合併後、議長・副議長は2年で交替しましたが、議会内部の統理、統括や対外的な職務を遂行するためには、議員の任期（4年）期間中務めることが必要と考えています。</p> <p>④ 重要で基本的なことにつきましてはあえて条文にすることで、議員が入れ替わっても継続して行っていくように決めました。</p>

条 例	御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>5 副議長は、議長に事故あるとき又は議長が欠けたとき、議長の職務を行うものとする。</p> <p>6 議会は、議長及び副議長を別に定める規定により議員による選挙で選ぶものとし、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けるものとする。</p> <p>(会派)</p> <p>第7条 議員は、議会活動を行うため、同一理念を共有する政策集団(以下「会派」という。)を結成することができる。</p> <p>2 会派に関することは、別に定める。</p>	<p>第7条</p> <p>① 会派の結成都度同一理念を公表するべき。なぜなら、前文でいう自治体が政策審議する上での基本理念が不明確では単なる集団とみなされる。</p> <p>② 会派と第16条の自由討議との整合性はどのように取っていくのか。会派について条立をするのなら「最終判断は個々で行うものとする」と書くべき。</p> <p>③ 会派の規定があるが、他市の例では、会派について明文化されていない。なぜ、基本条例に規定しなければならないのか。</p> <p>④ 会派代表者会は議会運営委員会とはどう違うのか。</p> <p>⑤ 会派は必要ないと思う。それよりも委員会や全体で研修や市民との意見交換を行うほうがいい。</p> <p>⑥ 会派のくくりがよくわからない。</p> <p>⑦ 会派の内容がよくわからない。</p> <p>⑧ 制度上、与野党の結成を必要としない自治体は、会派結成の法律</p>	<p>なお、第4項と第6項につきましては本市議会独自の条項として定めたものです。</p> <p>第7条</p> <p>① 会派間で協議し公表するよう努めます。</p> <p>② 現在も最終判断は議員個々で行っています。このことは、条例制定後に自由討議が行われたとしましても同様であります。</p> <p>③～⑧</p> <p>会派の役割としましては、同一理念を持つ複数の議員が政策について討議や調査を行うなどの議員活動を活発にすること、その討議や調査を基に政策提案を行っていくこと、委員会の人事など議会内部の調整を行うことなどがあります。</p> <p>会派は、これらの役割を果たすことで、議会の運営を円滑、効率的にしています。</p>

条 例	御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p style="text-align: center;"><b>第2章 市民と議会の関係</b></p> <p style="text-align: center;">(市民参加)</p> <p>第8条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。</p> <p>2 議会は、本会議のほか、委員会、議員全員協議会を原則公開するものとする。</p> <p>3 議会は、委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を討</p>	<p>上の根拠は存在しない。会派は運用を誤ると、期待される議会の機能は著しく低下してしまうことになる。議会慣行としての会派を基本条例に規定するのはいかがか。</p> <p>⑨ 会派代表者会議と議会運営委員会の違いがよく理解できない。正副議長と各会派代表で構成される会派代表者会議で、会派間の意見調整をする。重要な問題はここで決まるが議会は公開になじまないとのことである。これでは、誰の目にも見える形での論点・争点の形成は疎外されてしまう。それとは別に議会運営委員会が設置されている。こちらの委員会は公開となっているが、会議は形式的で会派代表者会議の追認となっているようだ。多数を占める与党会派が首長擁護を基本とした翼賛行動をとった場合は、機関対立主義の作動は困難になる。会派の弊害、すなわち論点・争点の隠蔽化を排除する仕組みは条例中にどのように規定されているか。</p> <p>第8条</p> <p>① 会派代表者会は公開するのか。</p> <p>② 基本条例の情報公開の趣旨からも会派代表者会議は原則公開としていないのは理解できない。</p>	<p>議会運営委員会の役割は、地方自治法第109条の2第4項に規定された、次の3つになります。</p> <p>(1) 議会の運営に関する事項</p> <p>(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項</p> <p>(3) 議長の諮問に関する事項</p> <p>会派代表者会は、「花巻市議会会派に関する規程」で「各会派の意見の調整、連絡、協議等をする」と定めています。議会運営委員会が審査する以外の内部の連絡や調整を行う役割を果たしています。</p> <p>第8条</p> <p>①～②</p> <p>御提言のとおり会派代表者会は原則公開とします。</p> <p>第8条第2項を訂正します。</p>
	訂 正 前	訂 正 後
	<p>(市民参加)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>2 議会は、本会議のほか、委員会、議員全員協議会を原則公開するものとする。</p>	<p>(市民参加)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>2 議会は、<u>すべての会議</u>を原則公開するものとする。</p>

条 例	御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>議に反映させるものとする。</p> <p>4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けることができる。</p>	<p>③ 議会の都合で開催されない懸念があることから、第8条第4項の文を次のように修正するべき。「～意見を聴く機会を保障する。」</p> <p>④ 第4項「設けることができる」ではなく「設ける」とするべき。</p> <p>⑤ 「参画」とせずに「参加」とした理由は。</p> <p>⑥ 条文のあちこちに「市民の意見」「市民の意思」という表現がある。この意見等を吸い上げる手段・方法を本条の項目として具体的に明記する必要がある。</p> <p>⑦ 議会や委員会を原則公開することに異論はない。ただし、本会議</p>	<p>③～④</p> <p>請願・陳情において、提出いただきました文書や資料によって提出された方の願意が十分伝われば、委員会で十分な議論ができると考えております。従いまして、条文では、十分な議論を行うために提出者の御意見を伺う機会を設けることができるとしております。委員会で請願・陳情の審査をする場合は、条文の趣旨を踏まえまして、提出者の願意を十分に議論に反映させることができるよう努めていきます。</p> <p>⑤ この条文では、市民の皆様へ情報を提供したり、御意見をいただいたりすることについて定めております。御提言の「参画」は、計画の段階から一緒につくり上げていくことです。本条例はそこまで踏み込んだ内容になっておりませんので「参加」といたしました。</p> <p>なお、市民の皆様に参加していただくことにつきましては、議会制度も含め、今後の検討課題とさせていただきますと考えております。</p> <p>⑥ 御提言につきましては、第8条第1項の説明責任を十分に果たすこと、第9条の議会報告会で意見交換を行うこと、第18条第2項の委員会で行う意見交換の場を設けることなど定め、努めることとしております。</p> <p>⑦ 市民の皆様へ情報をお知らせしていくことは重要なこ</p>

条 例	御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
	<p>の傍聴は低調と聞く。開かれた議会を標榜するならば市民に魅力ある公開のあり方を検討するべき。</p> <p>⑧ 第4項の請願と陳情の取り扱いは違うか。</p> <p>⑨ 栗山町を参考にモニター・サポーター制度の検討は行ったか。</p> <p>⑩ 市民参画がうたわれているが、議員と各コミュニティが地域課題やその解決に向けて一緒に行って取り組むような肉付けが必要でないか。</p> <p>⑪ 第3項の「十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を討議に反映させるものとする。」を「十分に活用するものとする。」に変更するべき。</p>	<p>とですので、その方法につきまして工夫していく必要があると考えております。直接・間接を問わず傍聴しやすい環境を整えていくため、他市の事例も参考にしながら今後も検討させていただきます。</p> <p>⑧ 請願につきましては、所管する事項は常任委員会で、特別委員会に付託された案件に関する事項は特別委員会で審査をしています。陳情につきましては、提出者が市内の方の場合は、請願と同じ取り扱いをし、提出者が市外の方の場合は、参考配付のみとしております。</p> <p>⑨ 議会モニター・議会サポーターにつきましては、素案作成時に検討を行い、市民の皆様の御意見を聞く機会は、別の条文にも定めていることから設けないことといたしました。今後の導入につきましては、条例施行後の議会の状況や成果を研究し、検討していきたいと考えております。</p> <p>⑩ 第9条の議会報告会での意見交換や第18条第2項の委員会で意見交換の場を設けることで地域に伺い、地域課題などについて意見交換を行うことを定めています。</p> <p>⑪ この条文は、市民の専門的、政策的な識見を積極的に討議に反映させたいという議会の意思を表したものです。</p>

条 例	御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>(議会報告会)</p> <p>第9条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。</p>	<p>⑫ 第3項の公聴会、参考人制度の積極的な活用の実績はあるか。</p> <p>第9条</p> <p>① 議会報告会は、素案の条文では開催は保障されていないことから、議会終了後もしくは議会開催中（重要案件の場合）に開催するという文言を追加するべき。もしくは開催日時・場所・回数を別途規定するべき。</p>	<p>⑫ 公聴会につきましては、合併後の実施はありません。</p> <p>参考人制度につきましては、主に請願・陳情審査において提出者の方から御意見を伺う際に活用しています。今後は、条文の趣旨を踏まえまして十分な活用に努めたいと考えております。</p> <p>第9条</p> <p>① 条文に「年1回以上」「議会報告会に関することは、別に定める」を追加いたします。</p>
	訂 正 前	訂 正 後
	<p>(議会報告会)</p> <p>第9条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。</p> <p>② 市民が市政を見る・聴くことの拡大に努めるべき、日程についても土日含めた考え方があってもいい。</p> <p>③ 議会報告会は、会派や政党の報告会になるのではないか。会派や議員の違いを比較して聴きたい。</p> <p>④ 議会報告会を通して収拾した民意を生かす条文を組み込んでほしい</p>	<p>(議会報告会)</p> <p>第9条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を年1回以上行うものとする。</p> <p><u>2 議会報告会に関することは、別に定める。</u></p> <p>②～⑩</p> <p>議会報告会につきましては、年1回以上開催することとし、議会や委員会などの活動状況等につきましての報告や意見交換を行いたいと考えています。</p> <p>詳細につきましては、議会改革推進会議で決めていきます</p>

条 例	御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
	<p>い。</p> <p>⑤ 報告会は政党・会派がある中で心配。</p> <p>⑥ もっと地区を回ってほしい。</p> <p>⑦ 議会報告会について、議員個人についてはどうか。地域の声を吸い上げるとか議会報告するとか議員個々の行動についても条例でうたってはどうか。</p> <p>⑧ 議会報告会で自分の地域以外のところに参加してほしい。報告会において、議会がどれだけ分権時代に住民に役立つのか、積極的にアピールしたらどうか。そのためにはぜひ条例を実行し見識をどんどん不断に示してアピールし、報告会をそういう場にしてほしい。</p> <p>⑨ 本当に身近に住民・市民と話し合える懇談会（報告会）開催を今後とも継続してほしい。報告会では、例えば、直近議会で質問に立った議員が質問に至った経緯等や答弁、その後の対応について説明してほしい。</p> <p>⑩ 議会報告会を極力多く開催して、市民の要望を聞くべき。コミュニティ会議単位で議会ごとに開催するのが望ましい。</p> <p>⑪ 議会報告会は期待したいし進めてほしい。</p> <p>⑫ 議会報告会の内容を知らせてほしい。</p> <p>⑬ 実際にどのようにやっていくのかについて弱いと感じる。年に何回とか具体的なことについて、別に定めることとなっていると考えるが、そちらの策定作業は同時並行で進められているのか。</p> <p>⑭ 議会報告会は予算決算の後に開催してほしい。</p> <p>⑮ 常任委員長にも出席してほしい。</p> <p>⑯ 議会を含め議員の行政報告をもっと十分行うべき。</p> <p>⑰ 議会報告会の内容を知りたい。</p>	<p>す。</p>

条 例	御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>(議会広報の充実)</p> <p>第10条 議会は、市政に関する重要な情報を、常に市民に対して周知するよう努めるものとする。</p> <p>2 議会は、広報機能の充実を図るため、議員で構成する議会報の編集を行う委員会を設置する。</p>	<p>⑱ 議会報告会に地元の議員が出席しないのは疑問。</p> <p>⑲ 「対処するため、」の後に「必要に応じて」を追加すべき。</p> <p>⑳ 「議員及び市民が自由に」を「市民と自由に」に変更すべき。</p> <p>第10条</p> <p>① 第2項を次のように修正すべき。「議会報の編集及びホームページの作成を行う編集委員会を設置する」これは、インターネットの普及より当然のこと。</p> <p>② 執行機関との質疑内容の紹介に加えて、その事案の進捗状況等や経過説明も掲載してほしい。</p>	<p>⑲ 開催につきましては、「年1回以上」議会報告会を開催することを定めることといたしました。</p> <p>⑳ 議会報告会での意見交換では、市民と議員の間だけでなく、多様性を広げていくため、市民同士、議員同士も自由に意見交換をしていきたいと考えて「議員及び市民が自由に」という表現にしております。</p> <p>第10条</p> <p>① 御提言の「インターネット」につきましては、条文の中に含まれていると考えております。なお、議会ホームページにつきましては、現在のはなまき市議会だより編集委員会で管理運営を行っております。</p> <p>② 御提言の内容は、掲載方法や案件など広報を担当する委員会で、今後掲載に向けて検討していきたいと考えております。</p>

条 例	御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方																								
<p style="text-align: center;"><b>第3章 議会と市長等の関係</b> (一問一答、反問権)</p> <p>第11条 議会は、市長等との関係について、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。</p> <p>(1) 本会議及び委員会における議員</p>	<p>③ 議会の情報公開をどう示すのか。利用してもらう様式を作るのか。議会がなぜこのように決めたか経過を知りたい。</p> <p>④ 各議員の議案の賛否について有権者である市民に明らかにすることを検討するべき。</p> <p>⑤ 議案に対する議員個々の表決を掲載することをうたってはどうか。(一部の意味)</p> <p>第11条</p> <p>① 一問一答をぜひ実行できることを望みます。</p> <p>② 一問一答で行うとしているが、答弁の時間、回数に制限はあるのか。</p> <p>③ 一問一答方式をできる規定にしてはどうか。</p> <p>④ 議案審議での一問一答方式は先の各会派からの意見集約で取り入</p>	<p>③ 会議録は次のとおり公開していますので活用ください。</p> <table border="1" data-bbox="1435 272 2051 667"> <thead> <tr> <th></th> <th>本 会 議</th> <th>予算・決算特別委員会</th> <th>常任委員会 特別委員会 (予算・決算以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内図書館</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>議会ホームページ</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>各総合支所</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>行政情報センター</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>議会事務局</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他の議会関係の公文書につきましては、花巻市情報公開条例に基づいて公開しています。</p> <p>④～⑤</p> <p>現在、原則として行っております起立表決は、賛成が出席議員の過半数かそうでないかを認定する表決方法ですので、掲載に当たりまして課題等を整理し、今後も検討していきたいと考えております。</p> <p>第11条</p> <p>①～④</p> <p>一問一答の取り扱いにつきましては次のとおりになります。</p> <p>・一般質問</p>		本 会 議	予算・決算特別委員会	常任委員会 特別委員会 (予算・決算以外)	市内図書館	○	×	×	議会ホームページ	○	○	×	各総合支所	○	×	×	行政情報センター	○	×	×	議会事務局	○	○	○
	本 会 議	予算・決算特別委員会	常任委員会 特別委員会 (予算・決算以外)																							
市内図書館	○	×	×																							
議会ホームページ	○	○	×																							
各総合支所	○	×	×																							
行政情報センター	○	×	×																							
議会事務局	○	○	○																							

条 例	御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。</p> <p>(2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。</p>	<p>れないことの結論が出ている。</p> <p>⑤ 反問権は、議員の一層の調査研究が必要となり、資質向上につながる。</p> <p>⑥ 反問権を市長に与えるのはよい。</p> <p>⑦ 反問権について、具体的にどういうことを想定しているか。市長が議員に対して逆に質問できるとあるがよくわからない。</p> <p>⑧ 反問権は無理。反問が怖くてまともに質問ができない議員が続出するのがオチである。</p>	<p>はじめに登壇して総括質問を行い、再質問は自席から原則一問一答で行います。</p> <p>持ち時間は質問・答弁あわせて60分です。</p> <p>特に質問回数の制限はしないこととします。</p> <p>・議案審議</p> <p>原則一問一答で質疑します。</p> <p>特に時間・回数 of 制限はしないこととします。</p> <p>・常任委員会・特別委員会（予算・決算特別委員会含む）</p> <p>原則一問一答で質疑します。</p> <p>特に時間・回数 of 制限はしないこととします。</p> <p>⑤～⑧</p> <p>反問権につきましては、市長等に反問を許容することにより、緊張感の保持と併せ議会や委員会の審議を活性化することができると考えています。</p> <p>二元代表制の下、市長と議会のそれぞれ独立した代表機関が、議会の場でどのように議論し、自治体の意思決定を行っていくか、についての基本的なルールとして定めているものです。</p> <p>この条文では、質問に対する反問だけでなく、議員提案に対して議論を行うことなどを想定していることから、第11条第2号を「議員に対して反問など発言する」と変更します。</p>

条 例	御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>(文書での質問)</p> <p>第12条 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができるものとする。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。</p>	訂 正 前	訂 正 後
	<p>第11条</p> <p>(2) (前段省略) 議員の質問に対して反問することができる。</p> <p>第12条</p> <p>① 議会が開催中だと、質疑のやりとりなどで議員と市の首脳陣の考え方がわかるが、質問の主旨書では何について述べているのかわかりにくいので、閉会中でも文書質問の中身について公開できるのは公開してはどうか。また公開するとなると公開の方法はどのように行うか。</p> <p>② 文書質問の具体的なルールはどうか。</p> <p>③ 議長を経由して市長などに文書で議員が質問できるというものを盛り込んだ項目だと思うが、その質問内容としては議員自ら考えたことか、市民からの要望なのか、あるいは両方なのか、どのような質問を想定しているか。</p> <p>④ 一端市民からよせられた質問というのは議員個人が判断して質問するのか。または議題として全員協議会を開催して判断してからするものなのか。</p> <p>⑤ 市長に対しての質問で、市長は答えなければならないという文言がない。地方自治法にも書いていることなのか。市長に答弁の義務</p>	<p>第11条</p> <p>(2) (前段省略) 議員_____に対して反問など発言することができる。</p> <p>第12条</p> <p>① ご提案のとおり、質問及び回答とも原則公開することとし、原則公開を条文に規定することとします。公開のタイムリーな方法として議会ホームページを考えています。</p> <p>②～④</p> <p>市政全般に関する緊急かつ重要な内容に対して行うことができるものと考えています。</p> <p>なお、会期中は、質問の機会を設けることが可能なため、閉会中の取扱いとします。</p> <p>⑤～⑥</p> <p>提出者は議員ですが、議長は、議会運営委員会に諮り判</p>

条 例	御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>(市長等による政策等の形成過程の説明)</p> <p>第13条 議会は、市長等が提案する重要な政策について、その政策水準を高めることに資するため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(1) 必要とする背景</p> <p>(2) 提案に至るまでの経緯</p> <p>(3) 市民参画の実施の有無とその内容</p> <p>(4) 総合計画との整合性</p> <p>(5) 財源措置</p> <p>(6) 将来にわたるコスト計算</p> <p>2 議会は、前項の政策の提案を審議するに当たっては、立案、執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。</p>	<p>があるか。</p> <p>⑥ この条文を載せた背景について、住民からの質問を議員を通してできるようにしたものか。</p> <p>⑦ 必要性があるのか。</p> <p>第13条</p> <p>① 第2項は、政策自体を評価すべきであり、評価に役立つ審議では、目的をはずしかねないため、「政策評価に資する審議に努める」を「政策評価を適切に行うよう努める」と訂正すべき。</p> <p>② 第2項「政策評価に資する審議については、その審議結果を報告書にまとめ、市民への公表を義務付けるべき。</p> <p>③ 条文中に「市長等」と言葉で表現される箇所について、市当局と事前に十分な協議が行われた上で合意に達しているのか。</p> <p>④ この内容を当局は知っているか。</p> <p>⑤ 第13条の政策形成過程の説明について。これまではできなくて、条例制定を機に、さあこれからやろうという話なのか。例えば第二体育館、合衆市のケースは議会にどのような説明があったのか疑問を感じる。</p>	<p>断することとなります。</p> <p>⑦ あくまでも市長等に文書により回答を求めるものです。</p> <p>第13条</p> <p>① 第2項は、第1項で説明された政策に対する審議に当たり、論点や争点を明らかにすることや、政策評価に役立てることができるように十分議論を行っていくことをうたっています。</p> <p>② 市民の皆様には、議会広報を通じてお伝えしています。なお、詳細な審議内容につきましては会議録を公開しています。</p> <p>③～④ 市長等から意見の聴取を行いました。今後も必要に応じて協議を行っていくこととしています。</p> <p>⑤～⑦ これまでも政策過程の説明は行われてきましたが、議会から求めないと説明されない項目もありました。そのため、第1項で項目を定めて説明を求めることは、政策の立案、</p>

条 例	御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>(市長等の予算・決算における説明資料作成)</p> <p>第14条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明及び資料の作成を市長等に求めるものとする。</p> <p>(計画等の議決)</p> <p>第15条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、議会と市長等が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点</p>	<p>⑥ 条文化しなければならない理由は何か。</p> <p>⑦ 当たり前なので必要ない。</p> <p>⑧ 市長の暴走を防ぐにはいい条文だと思う。</p> <p>⑨ 現在政策改定の説明はどのように行われているか。</p> <p>⑩ 現在、市長が提案したことに異議を唱えるにはどうしているか。</p> <p>第14条</p> <p>① 市長の暴走を防ぐには非常にいい。</p> <p>② 当然のことなので必要ない。</p> <p>③ 見出しと本文の「作成」を「提供」に変更するべき。</p> <p>第15条</p> <p>① 市の基本的な計画性に対して今まで議論することはなかったので大変重要。議論がなかったことは不自然だと思うが、どの市も同じようなもの。議会で議論することが重要で賛成したい。栗山町の議会モニターやサポーター制度を参考にして検討していけば充実した内容になる。</p>	<p>執行における論点や争点を明らかにし、議会としての意思決定のために必要と考えています。</p> <p>⑧ 議会としての監視に努めてまいります。</p> <p>⑨ 議員に対する説明会や議員全員協議会で行われています。</p> <p>⑩ 議員としては、提案に対する反対討論や表決の行為となります</p> <p>第14条</p> <p>①～② 議会としての監視に努めてまいります。</p> <p>③ 条文は「説明」と「説明のための資料の作成」を求めることについて定めていますので、条文中の「作成」には「提出」の意味も含まれていると考えています。</p> <p>第15条</p> <p>① 議会モニター・議会サポーターにつきましては、素案作成時に検討を行い、市民の皆様の御意見を聞く機会は、別の条文にも定めていることから設けないことといたしました。今後の導入につきましては、条例施行後の議会の状況や成果を研究し、検討していきたいと考えております。</p>

条 例	御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>に立った透明性の高い市政の運営に資するため、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画の策定及び変更に関すること。</p> <p>(2) 都市計画に関する基本的な方針の策定及び変更に関すること。</p> <p>(3) 地域福祉に関する計画の策定及び変更に関すること。</p> <p>(4) 市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画及び施策事業で別に定めるもの</p> <p><b>第4章 議会の適切運営</b> <b>(自由討議による合意形成)</b></p> <p>第16条 議会は、本会議及び委員会における議案の審議及び審査にあたり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けた自由討議等を通じて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。</p> <p>2 議員は、議員相互間の議論により、積極的に政策、条例及び意見書等の提案に努めるものとする。</p> <p>3 議長は、市長等に対する会議への出席</p>	<p>② 第4号の「別に定める」とは具体的に何を指すか。説明不足。</p> <p>第16条</p> <p>① 自由討議は「提案」「説明」「質疑」「討論」「自由討議」「表決」の順に行われると考えていいのか。</p> <p>② 運用の仕方はどうなるか。</p> <p>③ 自由討議について議員同士の話し合いがされてこなかったという説明だが、何が原因であったのか。議員同士の話し合い内容が市民にわかることが大切であり、ぜひそのようにしていただきたい。</p> <p>④ 議員相互間の議論を入れたのはとてもいい。</p>	<p>② 規則等で定めることとしています。</p> <p>第16条</p> <p>①～② 「提案」「説明」「質疑」「自由討議」「討論」「表決」の順の実施で考えています。</p> <p>③～④ 説明文につきましては、本会議で議員同士の話し合いがされてこなかったということですが、会派内や委員会では現在も行われています。 ご意見のとおり、市民にもわかるよう本会議においても、</p>

条 例	御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>要請を必要最小限にとどめるものとする。</p>	<p>⑤ まちづくり基本条例の策定にかかわってきましたが、議員による政策提案を除いてしまった。第2項について評価したい。</p> <p>⑥ 議員の政策提案は年間いくらあるか。</p> <p>⑦ 自由討議の必要性があるか。</p> <p>⑧ 「合意形成」について削除すべき。(第16条と第17条) それぞれの会派、議員が有権者への公約を果たす立場から奮闘している議会にあって、会派、議員間の異なる考えのすり合わせをして合意をつくり、主張にぶつけることを優先とするやり方が、議会が目指すべき方向とは言えない。 もちろん、国への意見書提出など各会派間で立場の違いを越えて大筋で一致する場合はあるが、議会の基本を定める条例で「合意形成を図る・向ける」ことを議会審議の日常の基本方向として規定することは別問題。</p> <p>⑨ 第3項の「とどめる」を「止める」に変更すべき。</p> <p>⑩ 第3項の出席要請については「必要最小限」でいいと思うが「必要」とつけて何を強調しようとしているのか理解できない。</p>	<p>議員同士の自由討議を行おうとするものです。</p> <p>⑤ 議員による政策提案ができるよう努力いたします。</p> <p>⑥ 国や県に対する意見書の提案はありましたが、政策に関する提案はありませんでした。</p> <p>⑦～⑧ 首長という独任制の機関の提案に対し、多様な意見を持つ複数の議員で構成する議会では、様々な観点から議論を戦わせる自由討議を通して争点や論点を明らかにし、提案の妥当性をチェックし、議論を深めた結果として統一した合意に至ることができれば、それを結論とし、合意に至らなければ多数決による判断をしていく。合議体である議会であればこそできる役割と考えています。</p> <p>⑨ 法令を作成する際の漢字の表記につきましては「常用漢字表(昭和56年10月1日内閣告示第1号)」に従って表記しています。</p> <p>⑩ 会議への出席要請については、これまで臨時会では市長と議案に係る執行機関の長にのみ要請してしま</p>

条 例	御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>(議員全員協議会)</p> <p>第17条 議長は、議会としての共通認識の醸成及び合意形成を図るため、議員全員協議会を開催することができるものとする。</p>	<p>⑩ 「市長等に対する会議への出席要請を必要最小限にとどめる」を削除すべき。</p> <p>市長への提出する議案の審議や、行政の監視・チェック機能の仕事は、議会の大きな役割であり、こうした議会審議を進めていく上では、市長等の議会への出席を得て、執行機関側の考え方や姿勢をただすことは欠かせない。議会相互間の討議は否定するものではなく、執行機関側の出席を求めず議会だけで議論することも必要な場合もあります。だからといって、「必要最小限にとどめる」ということにはならない。</p> <p>⑪ 自由討議による合意形成は市民とどういうふうにするものか。</p> <p>第17条</p> <p>① 「議会としての共通認識の醸成及び合意形成を図るため」を「課題の情報を共有するため、自由討議による」に変更すべき。</p> <p>② 「合意形成を図る」は誤解を招く。</p>	<p>たが、定例会では市長をはじめ一律に執行機関の長に要請していました。そこで、定例会においても必要な審議への出席に限定しようとするものです。</p> <p>⑩ 第1項のことから、市長等への出席要請は必要最小限にしようと考えています。</p> <p>⑪ ここでは議員間の自由討議について定めています。</p> <p>市民に対しましては、議会報告会等で意見交換をいたします。</p> <p>第17条</p> <p>①～②</p> <p>首長という独任制の機関の提案に対し、多様な意見を持つ複数の議員で構成する議会では、様々な観点から議論を戦わせる自由討議を通して争点や論点を明らかにし、提案の妥当性をチェックし、議論を深めた結果として統一した合意に至ることができれば、それを結論とし、合意に至ら</p>

条 例	御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>(委員会の適切運営)</p> <p>第18条 委員会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会の調査研究活動を充実強化するものとする。</p> <p>2 委員会は審査に当たって、市民に対し積極的に情報公開を行うとともに、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する場を設けるよう努めるものとする。</p>	<p>③ 説明にある本会議や委員会で「話し合う方法についても制約があります」とは何を意味するものか。議員全員協議会の乱用は厳に慎むべきと考え、本来の委員会中心主義の強化を図るべき。</p> <p>④ 第17条の解説文の「話し合う方法についても制約があります」の制約とは何を意味するのか。議員全員協議会の乱用は厳に慎むべきものと考え、本来の委員会中心主義の強化を図るべきである。</p> <p>⑤ 公聴会、参考人制度の積極的な活用の実績はあるのか。</p> <p>第18条</p> <p>① 具体的にどうしていくのかがはっきり見えない。</p> <p>② 委員会は何をさすのか。</p> <p>③ 第2項の「とともに、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する場を設けるよう努める」は削除するべき。</p>	<p>なければ多数決による判断をしていく。合議体である議会であればこそできる役割と考えています。</p> <p>③～④</p> <p>話し合う方法についての制約は、現行で自由討議の制度が採用されていないことを指しています。</p> <p>御意見のとおり委員会の適切な運営に努めることとし、関係議案審議以外の、議会としての共通認識の醸成及び合意形成を図るための会議と考えています。</p> <p>⑤ 公聴会の実績はありませんが参考人制度は、各種陳情請願等で活用しています。</p> <p>第18条</p> <p>①～③</p> <p>陳情、請願の採択審査にとどまらず、議会の専任機関としての運営に努め、所管事務調査を実施し、行政監視を行うとともに政策立案、政策提言を行おうとするものです。</p> <p>また、委員会は、総務常任委員会、文教常任委員会、福祉常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会を指しています。</p> <p>議会内の委員会審査と合わせ、積極的に市民の意見を聞き、審査に反映しようとするものです。</p>

条 例	御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p><b>第5章 議会及び事務局の体制整備</b></p> <p><b>(議員研修の充実)</b></p> <p>第19条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民各層等との研修会を開催することができるものとする。</p> <p><b>(議員の調査研究活動)</b></p> <p>第20条 議員は、政策立案、政策提言等を行うため、調査及び研究に努めなければならない。</p> <p>2 議員は、前項の調査及び研究に資するために、別に条例で定めるところにより交付される政務調査費を適正に執行しなければならない。</p> <p>3 政務調査費は、その透明性を確保するため、その用途を公開するものとする。</p> <p><b>(議会事務局の体制整備)</b></p> <p>第21条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化に努める</p>	<p>第19条</p> <p>① 削除すべき。海外や国内、県内視察研修を補償する条文になりかねない。第20条の研修や公開を義務づけられている調査費の範囲で実施可能だ。</p> <p>② 第2項の研修会については、市政にしっかり関心をもってもらうため、また、広く市民に知ってもらうため、土日も含めた開催検討をしてほしい。</p> <p>第20条</p> <p>① 調査研究活動の項目は、新しい何かはあるか。現在と何か変わることがあるか。</p> <p>② 政務調査費の公開をホームページで公開することになっているが、議員全員ホームページを持っているのか。それとも議会のホームページで報告するのか。</p> <p>③ 政務調査費の告知方法は、税金がどのように使われており、どのような無駄等があるのかを見るため、広報別刷りで行うべき。</p> <p>第21条</p> <p>① 議長に職員登用の権限をどう位置づけるのか。また、行政職員との研修の平等化をどうするのか。</p>	<p>第19条</p> <p>① 全国の先進的事例を視察研修し、まちづくりに有益なものは、政策立案により市政に反映させようとするものです。</p> <p>② ご提言として承り、検討してまいります。</p> <p>第20条</p> <p>① 議員は、常に社会情勢の動向を注視し、調査研究活動に努めるものと考えています。</p> <p>②～③</p> <p>政務調査費は、政務調査費の用途基準の項目に沿って花巻市議会のホームページで公表することを予定しています。なお、詳細につきましては、議会事務局で閲覧できます。</p> <p>第21条</p> <p>① 市職員としての研修のほかに、議会事務局職員として必要な研修を履修させることとしています。</p>

条 例	御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>ものとする。</p> <p>2 議長は、前項の充実強化のため、専門的な知識経験を有する職員の配置に努めるとともに、職員の専門的能力の養成を行うものとする。</p> <p><b>(議会図書室の設置・公開)</b></p> <p>第22条 議会に、議会図書室を設置する。</p> <p>2 議会図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。</p> <p>3 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、図書の充実に努めるものとする。</p>	<p>② 新年度に予算化されているのか。</p> <p>③ 議会事務局の体制整備での職員とは市の職員なのか、それとも民間も含めるのか。民間のエキスパート、スペシャリストの雇用は考えていないのか。</p> <p>④ 法務組織の整備や事務局職員の政策法務能力の向上等をはかり、条例・規則等の自治立法の制定改廃を体系的に行うとともに、法令等の自主的な解釈、運用のために調査研究を行うことを明らかにするべき。</p> <p>⑤ 議会の活動をサポートする事務局体制を充実させる必要がある。議会独自に職員、それも庶務ではなく法律の専門家を採用することも必要だ。</p> <p>第22条</p> <p>① 図書購入について監視や監査を入れるべきだ。</p> <p>② 議会図書室の構想があるが、財政難があるし、また、行政と議会は対等であるという考えから、今ある行政資料室と統合した形で議会図書室と運営するのはどうか。</p> <p>③ 市の図書館に議会図書室の機能を持たせたコーナーを設置することで十分と考えることから、この条文は削除するべき。</p> <p>④ 財政難といわれる時勢であることから、条文に「図書室設置は、財政に考慮したものとする」の文言を加えたほうがいい。</p>	<p>② 現行の職員体制のなかで努めてまいります。</p> <p>③現在のところ、市の職員で養成してまいります。</p> <p>④ 市当局の法務担当の協力も得ながら、ご提言のとおり努めてまいります。</p> <p>⑤ ご提言として承りました。</p> <p>第22条</p> <p>① 議会に必要な図書に限定して購入しており、監査も実施しています。</p> <p>②～④ 議会図書室は、議員の政策形成や立案能力の向上を図るために設けているものです。今後は、現在の図書室の充実に努めることとしています。</p>

条 例	御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p><b>第6章 議員の定数、報酬、政治倫理 (議員定数)</b></p> <p>第23条 議員定数は、別に条例で定める。</p> <p>2 議員定数の条例改正に当たっては、人口、面積、財政力、事業課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を参考とし検討するものとする。</p> <p>3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提出するものとする。</p> <p><b>(議員報酬)</b></p> <p>第24条 議員報酬は、別に条例で定める。</p> <p>2 議員報酬の条例改正に当たっては、行</p>	<p>第23条</p> <p>① 第2項の条例改正につて、人口・面積・財政とあるが、人口9万3千人の北上市では上限30人でなく26人としているが、北上市の倍の面積を持つ花巻市では面積も考慮していくというらえかたでいいのか。</p> <p>② 人口の動向を見据えた考え方にしてほしい。</p> <p>③ 第3項の「明確な」は削除すべき。提案の際には当然根拠が示されるので不必要。</p> <p>④ 第3項の改正案の提出について、市民や委員会、議員が提出することは理解できるが、市長の提出を認める必要はない。二元代表制の異議を正しく理解していないのではないか。</p> <p>⑤ 報酬と定数の関係についてはどのように設定されているか。</p> <p>第24条</p> <p>① 報酬制から日当制に変更することは検討されなかったのか。</p> <p>② 財政を勘案して報酬引き下げるべき。</p>	<p>第23条</p> <p>① 面積も考慮の要因としています。</p> <p>② 人口の動向や将来予測も考慮することとしています。</p> <p>③ 「明確な」は、議員定数のような市民にとっても重要な事項について、第2項に基づきまして、しっかりとした理由を付し、議会としての意思を明らかにすることを表しています。</p> <p>④ 市長側の見地から提案する権利を認めるべきと考えています。</p> <p>⑤ 多くの議論をしておりますが、現行、それぞれの条例で規定しています。</p> <p>第24条</p> <p>①～②</p> <p>議員報酬は、今回の検討事項ではありませんでした。今後の検討する際の参考とさせていただきます。</p>

条 例	御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>財政改革の視点だけではなく、市政の現状及び課題を十分に考慮するとともに、市民の意見を参考とし検討するものとする。</p> <p>3 議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提出するものとする。</p> <p><b>(議員の政治倫理)</b></p> <p>第25条 議員は、市民の信託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、議員の政治倫理に関して別に定める。</p> <p><b>第7章 議会の改革推進と見直し</b></p> <p><b>手続</b></p> <p><b>(議会改革)</b></p> <p>第26条 議会は、市民の意思を市政に的確に反映させるため、議会改革に継続的に取り組むものとする。</p>	<p>③ 第3項の「明確な」は削除すべき。</p> <p>第25条</p> <p>① 第2項で別に定めるとしているが、いつ定めるのか。</p> <p>第26条</p> <p>① どのように改革していくのか具体的に聞きたい。</p> <p>② 議会改革推進会議の設置を定めているのはなぜか。</p>	<p>③ 「明確な」は、議員報酬のような重要な事項について、第2項に基づきまして、しっかりとした理由を付し、議会としての意思を明らかにすることを表しています。</p> <p>第25条</p> <p>① 今後検討し、定めることとしています。</p> <p>第26条</p> <p>① 議会改革推進会議は原則公開していくこととしています。</p> <p>② 議会として継続的な改革を進めることとしています。</p>

条 例	御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>2 議会は、前項の議会改革に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置するものとする。</p> <p>(見直し手続)</p> <p>第27条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。</p> <p>2 議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>③ 第26条は必要ない。</p> <p>④ 「市民の意思を市政に的確に反映させるため」にどんなことをどのように実施する改革なのか、内容が不明。第2条で定義したほうがいい。</p> <p>⑤ 「議会改革推進会議」の設置は、本条例の一番の特徴点。ぜひ要綱などを定め、その運営全般について明文化すべき。また、議会の透明性・公平性を確保するためにも構成員に市民を加えるべき。</p> <p>⑥ 「議会改革推進会議」には議員だけでなく外部委員・公募委員も入れるべき。</p> <p>⑦ 第26条の議会改革推進会議と現在条例制定を進めている議会改革特別委員会はどのように異なるのか。違いがわからない。</p> <p>第27条</p> <p>① 「常に検証を行っていく」とする不断の努力は評価するが、この表現には常に検証しているというポーズ取りに終わる危うさをはらんでいる。契機とするためにも、最低限見直しをする時期を本条文に明記すべき。もしくは、先述した「議会改革推進会議」の設置要項に明記してしかるべき。</p>	<p>③ 議会改革は必要と考えています。</p> <p>④ 改革の内容や具体的な実施について検討していきます。</p> <p>⑤～⑥ 議会改革推進会議は、常設の会議として位置づけていくこととしています。 また、市民参加につきましては、議会改革推進会議のあり方と併せまして検討していきます。</p> <p>⑦ 特別委員会は、特定の事件が終了した段階で消滅するものです。第26条では議会改革に継続的に取り組むこととしていますので、議会改革推進会議を常時設置することとして、議会改革に取り組む機関と位置づけています。</p> <p>第27条</p> <p>① 常設の議会改革推進会議で検証し、市民の皆様にお知らせしていくこととしています。</p>

条 例	御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p data-bbox="235 316 315 341">附 則</p> <p data-bbox="168 363 622 437">この条例は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。</p>		

その他議会に寄せられた御質問・御意見と、それに対する議会改革検討特別委員会の考え方

御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>1 市長が発表した「合衆市構想」「地方政府」等という理念が施策として具体化すると、議会基本条例や議員定数にどのような影響があるのか。</p> <p>2 条例を制定した後が大事。空文化しないように実効性の担保をどうするのかを議論してほしい。</p> <p>3 なぜもっと早くから話し合いの場を持たなかったのか。</p> <p>5 条文に書かれていることは、条例にうたわなくてもできること。</p> <p>6 どうして制定するのがわからない。</p> <p>7 まちづくり基本条例の第5条のとおり活動するのであれば、議会基本条例の必要性は感じられない。</p> <p>8 これからの地方自治は議会が機関として住民の意見を吸い上げ運営する時代となった。議会が主体的、積極的に住民と向き合い住民意見を制度として吸い上げる仕組みを構築しないと市民の議会への不満不信を増すことになるのではないか。</p>	<p>1 特に影響はないと考えます。</p> <p>2 第27条第2項で、条例の目的が達成されているかを検証することとしています。</p> <p>4 議会改革につきましては、平成19年9月に任意の委員会であります議会改革検討委員会を設置し検討するなど継続して検討を続けていました。</p> <p>5～7 これまで行ってきたものの中には、慣例や先例で行っているものもあります。その中で重要で基本的なことは条文化し、議員が入れ替わっても継続していくように決めました。 また、条文化をすることによって議員が認識することはもちろんですが、市民の皆様に議会の姿勢をお知らせすることをねらいとしています。</p> <p>8 御提言につきましては、第8条第1項の説明責任を十分に果たすこと、第9条の議会報告会で意見交換を行うこと、第18条第2項の委員会で行う意見交換の場を設けることなど定め、努めることとしております。</p>

御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>9 アドバルーンはキャンペーン期間中だけに終わらないことを望む。</p> <p>10 まず、「エレベーター」をつけたり「インターネット中継」するのが議会改革ではないことを確認しておく。次に議員報酬、政務調査費等の費用、議員定数等も改革に関連する項目であるが、これも本丸ではない。何よりも「条例」に会議された議会の説明責任、住民参加に対する具体的方法を提案しなければならない。</p> <p>11 議会基本条例の議論で「気をつけなければならないこと」は、条例はつくったが「機能しない」「働かない」になりはしないかである。それを考えながら論議しなければならない。条例案を作文して議会で決議をすれば「議会基本条例」ができたと言えるのか。「制定手順」が重要であり、いかにすれば市民の心に「自分たちがつくった最高条例なのだ」との「規範意識」が伴わなければ「議会基本条例」とは言えないのだが、条例案立案過程において、多数の住民の参加が図られると同時に、充実した議会での審議が行われている様子もない。</p> <p>12 拙速に結論を出すべきではない。慎重に時間をかけてすすめてほしい。</p> <p>13 懇談会の中で、現在の議員の任期中に制定したいという趣旨の発言があったが、その意図が理解できないので説明願いたい。</p> <p>14 次の議員に託してはどうか。</p> <p>15 議会費の新年度の予算要求の内容は、一連の議会改革に伴いどのように反映されているのか説明願いたい。</p> <p>16 特別委員会における議会基本条例の内容についての争点・論点を提示せよ。</p> <p>17 素案の特徴的どころや論点争点になっているところはどこか。</p>	<p>9 条例制定後の遵守に務めてまいります。</p> <p>10 議会報告会において実施していくことと考えています。</p> <p>11～12 多くの市民の意見をいただき、慎重に審議した内容のものと考えています。</p> <p>13～14 本条例案は、現在の在任の議員で取り組んだものであり、その責任として任期中の制定を目指したものです。</p> <p>15 基本的には、議会報告会や各種会議の位置づけが明確になるために要する費用弁償などがあります。</p> <p>16～17 会議の原則公開や自由討議、合意形成などが挙げられます。</p>

御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>18 まちづくり基本条例の改正も視野に入れているのか。市長、市職員との意見交換は実施したか。</p> <p>19 議会基本条例の制定に伴う、まちづくり基本条例の改正は視野に入っているのか。市議会が修正可決した同条例に既定されている関連条例である住民投票条例や市民参加条例の制定がまったく進んでいない理由は何か。</p> <p>20 立法指針（立法化、条例化の考え方）の規程が抽象に過ぎるので「前文」について、熟考していただきたい。前文には、法令等の制定の由来、目的、基本原則などが述べられ、各条文の解釈の基準を示す意味を持つものとされている。「条例制定の背景」「花巻市議会が目指す議会のあるべき姿（理念）」に関する説明は十分とは思えない。市議会及び議員が何を基本理念（目標）として市民自治の確立を目指すのか、が必ずしも明確にされているとはいえないのが気にかかる。</p> <p>21 比ゆかもしれないが、この条例素案が「最高規範」ということならば、この条例案の示す体制を通じてのみ解決できる市議会運営上の課題が山積みしているということなのだろう。「最高規範」の創出という重大事において、この条例以前の施策レベルでは解決の展望がないのだろうかという素朴な疑問もある。</p> <p>22 「条例制定の背景」は、いわば条例制定の根拠を示すものであり、ゆえに多くの人々を納得させうる効果を持つ必要がある。また、それは当然ながら、「花巻市議会が目指す議会のあるべき姿（理念）」につながるものであり、その根拠ともなってくるものであろう。さらに、第1章以降の個々の規程を貫く根拠となるものだから、より明確にわかりやすく示す必要がある。</p> <p>23 制定改定における4課題についてお尋ねする。①素案はどのようにつくられたのか、②現行制度の点検はどのように行われたのか、その結果はどのようなものか、③市民参加、職員参加、首長参加、議員参加はどのように行われたのか、④拙速な条例制定を避けるため、熟成期間の確保はどのように講じられたのか。</p> <p>24 市議会の運営の「基本原則」と「市民自治」、「市政」の関係性に言及していないので、条文を読んでいすっきりせず落ち着きが悪い。参加と参画、協働の定義も曖昧である。</p> <p>25 ようやく始まったばかりの基本条例制定だけに、理論的にも実践的にもまだ蓄積が乏しいのが実態だが、条例制定前後で何が変化するのか、現状にどんな問題があるのかわからない。条例素案は、中途半端なびぼう策にしか見えない。</p>	<p>18～19 まちづくり基本条例の改正の必要はないと考えています。市長等との協議は行っていますし、職員からも意見が寄せられています。</p> <p>20～40 花巻市議会では議会改革を推進するため議会基本条例の素案策定にあたり、以下の基本方針を定めています。①二元代表制のもとで長に対する議会の監視機能は主要な役割であり、その機能強化を図る。②議員同士の自由討議による合意形成、委員会の活性化、議員研修等によるアクティブな議会を目指す。③参考人・公聴会制度の活用や議会報告会など、市民との多様な意見交換の場を設けると共に、情報を共有し協働する議会を目指す。これらの策定方針に従い基本条例に盛り込むべき41項目について検討したものです。</p>

御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>26 新しいルールづくりには現行制度の検証と評価が不可欠だと思うが、そのあたりが明確ではない。各規定が抽象的であり、具体性に欠け、条例制定そのものが目的に思える。具体的手法を取り込んだ条例案を作成すべき。具体的に何が変わるのか。条例制定により、今より市民自治が進むとどうして考えられるのか理解できない。</p> <p>27 先行市町の制定状況を見ると、少なくとも1年間、足掛け2年ぐらいの制定準備期間を要している。市議会の場合、昨年の12月に特別委員会を設けた後、わずか数カ月で3月議会での提案を考えているようだが、市民間合意がまだ不十分な現状で、なぜそんなに急がなければならないのか？このままでは、評判倒れで有名無実している「小さな市役所構想」「まちづくり基本条例」の二の舞となる。よって本条例案は、3月市議会への議案としての提出を既定の方針とするべきではないと考える。条例そのものの必要性を含め、大多数の市民の広い議論による1からの出直しも選択肢から外すべきではないと考える。条例の制定趣旨からも、なぜにこのように拙速に急ぐのか理解に苦しむ。</p> <p>28 条例制定そのものは悪いことではない。しかし、「なぜ必要なのか」「どこに問題があるのか」この議論が不足。なおかつ、市民不在の検討過程は問題である。とりわけ、市民がどう感じ、考えているのか、問題点を整理する視点が必要。</p> <p>29 誰のための議会改革か？何のための改革か？策定の背景と動機は？これまでの取り組みや改革を必要とする市議会の直面する課題は何か？といった、本質的、根源的な問いかけがなされた形跡が見られない。</p> <p>30 個別の条文への評価以前に、この策定事業そのものに無理がある。3月議会への上程を既定の方針とした条例案策定は拙速と危惧される。今回の方針を打ち出した議長並びに特別委員会の関係者にとっては十二分に議をつくしたとの判断なのだろうか。しかし、全花巻市民のどの程度が、手続き的にも内容的にも十分とはいえないこの条例案を自己の問題として検討する余裕があったか、策定そのものを切実に必要と感じているのかを考えると、ジェットコースターのようなスケジュールによる策定継続が必ずしも正しい判断とは考えられない。</p> <p>31 基本条例には3つの切り口があると思う。一つ目は「なぜ必要か」ということ。二つ目は「なぜ今、つくらなければならないのか」ということ。三つ目は「どうして基本条例なのか」ということだ。「なぜ必要か」については基本条例がないと課題解決できないというニーズが本来はあるはずだ。</p> <p>32 議会基本条例を制定するまでには、最低2年は要するのではないだろうか。なぜなら、基本条例に含まれる基本的な事項について、少なくともその半分ぐらいは条例の趣旨にそって個別の改革を先行していなければ、基本</p>	

御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>条例を制定しても、具体性のない理念条例あるいは作文条例になってしまうからである。したがって、議会内部での個別改革を猛烈に進めるべきではないか。</p> <p>33 議会基本条例の制定は、そもそも誰が必要としているのか。市民参加などと調子のいいことを並べ立てているが、今まで何を実施してきたのか、なぜ議会改革も市民と一緒にスタートしないのか。</p> <p>34 条例は議会のためなのか、市民の立場に立っているのかを明確にするべき。</p> <p>35 条例を制定することで何が変わるか。</p> <p>36 この条例が制定されれば民意が反映されるようになるのか。それとも市長が決めたことだからという姿勢なのか。</p> <p>37 新しいルールをつくるには現行制度の検証が不可欠だと思うが、その経過が明確でない。</p> <p>28 条例素案はどのようにつくったか。</p> <p>39 議会基本条例は合併当初はなかったとのことだが、つくるに当たり基礎にした条文はあるのか。</p> <p>40 条例を提案するまでの過程を知りたい。</p> <p>41 本条例の制定に当たっては、新たに制定される条例、規則、規程等のもとより、すでに制定されているものについても、本条例に基づく体系化の観点から、不整合等が生じないように十分配慮する必要があるが、その政策法務的な作業にまったく着手されていないことに唖然とする。大丈夫なのだろうか？しっかりしてほしい。</p> <p>42 基本条例がらみの関係条例（委員会条例等）、会議規則や規程等の改正、あるいは整備についてすでに着手しているか。その進ちょく状況は？</p> <p>43 条例を制定して実際に運用するに当たって、細かい規則や規程を条例と同時につくっていく必要がある。</p> <p>44 前文でいう「信託」とは、市民の総体が、暮らしやすいまちをつくるための活動すべてを自ら行うのではなく、その一部（市政）を議会や市長を信頼して託しているということを表すものとする。この基本的な考え方に立ち、議会や市長はその負託に答えて市政を運営するという市民との関係性を強調するべきである。</p>	<p>41～43 議会基本条例に関連するそのほかの条例、規則、規程等についても準拠して改正の予定をしています。</p> <p>44 ご提言の趣旨に沿って前文に謳っています。</p>

御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>45 選挙は信頼委託契約であって白紙委任ではない。したがって、首長・議会が信託に背反したときには「市民の信託解除権」の発動となる。すなわち「解職請求」と「選挙」である。これが「市民自治の論理」だ。ところが議員も当選した後は「白紙委任」されたかのように行動して有権者への議会報告は皆無。重大なことが「市民の知らないところ」で決まっていく。これでは議会改革はポーズにしかならない。</p> <p>46 第1条の議会のいう民意の反映とは、情報公開とは何を意味するのか。大事な言葉、キーワードの定義づけがいい加減である。</p> <p>47 あらゆる議会基本条例において基本理念ないし基本原則とされている「市民参加」と「情報共有」を花巻市の議会基本条例においても骨格に示えることは当然であるが、そうした市民との合意形成に向けた具体的な仕組みを要所・要点に位置づける規定を整備する必要がある。情報共有とは、市民と市議会が同量の情報を持つことだが、市議会が積極的に提供しなければ難しい。</p> <p>48 内容的には、議会や議員の役割を抽象的に規定するにとどまるばかりで、市民と議会の関係が曖昧なままになっているところが極めて気がかりだ。そのことは、議会が住民の意見を十分に汲み取りきれていないという実態の反映とも理解できるのではないか。</p> <p>49 議会基本条例で一番求められるものは、議会への住民参加の仕組みである。議会が意思決定をするときは、必ず住民参加を行う仕組みを定めるのが議会基本条例の核心だからここが抜けているのはニセモノではないかという話になっているわけである。もう少し具体的に説明すると、「市民の参加」と「情報公開」の強化が条例に明記されていないものはニセ基本条例である。</p> <p>50 政策提言・立案など、立法機関としての機能を高めるための、また、議員が市民等と地域における問題や課題を共有するため、市民との協働の規定が必要である。</p> <p>51 条例をほうりっ放しにしないためには、市民が実効性をどう見守るかということである。実効性を見守らなければならないような課題は何で、その課題に対して市民はどう参加するのもセットで考えなければならない。</p> <p>52 条例をつくっただけでは市民の理解・協力は得られないので、認知度を高め、地道に実行していくことが必要。市民への周知が不足しており、今後、市民へどう周知、理解を広げるかが課題。議員個々の理解も不十分であり、</p>	<p>45 第9条の議会報告会を実施することとしています。</p> <p>46 市民の意見を取り入れていくことと議会の活動内容をお知らせしていく開かれた議会を推し進めるものです。</p> <p>47～64 第2章に市民参加、議会報告会、議会広報の充実を定めています。また、議会ホームページ、市議会だより、議会報告会などで市民との情報共有を図ることとしています。</p>

御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>現状の見直しから始めるべき。流行りだから制定するという姿勢は市民として恥ずかしい。</p> <p>53 制度的な面だけではなく、実質的な面から議会の性能を高めていくためには、議会が、住民の意思を十分に反映し、充実した審議を行うことが重要である。そのためには、議員を選出した住民においても、議会における議論の内容や議員の活動の実態等について、積極的に関心を持つことが期待される。議会活動については、本会議のみならず、委員会等の活動も含め、住民にわかりやすいような形で情報公開に努めるべきである。改めて記述すべきものなのかと思われるほど当然のことであるが、重要な項目、ここが担保されなければ議会は住民の信頼を得られない。</p> <p>54 議会基本条例が制定され、議会改革の手法として定着してきた感がある。しかし、改革の基本は、いかに情報を公開し、市民参加を担保するかにかかるといえる。それは、条例の素案の検討から始まり、実際の運用まですべてを通じてであることはいうまでもない。地方議会の改革とは、端的に申し上げると、議会と市民の“真剣勝負”を實現することだと考える。その基本は「徹底した情報の公開・市民参加」につきる。これまで議会という機関は、市民参加など考えてもこなかったし、情報を市民と共有しようという動きも皆無に近かったと思う。</p> <p>55 議会とは公に意見交換し、意思決定する場である。公にとは、少なくとも市全体に開示されることである。住民自治の視点からは、議会傍聴、報道機関の取材は自由であるべきであるし、会議の討論、結論等も積極的に開示されるべきで、ホームページに公開することあるいは公文書として開示されることは当然である。これが条例に規定されるべき「情報共有」の精神である。</p> <p>56 「議案の中身ではなく、市長を支持するかどうかを議決の基準にしている会派がある」「首長の中には「与党会派の議員は自分を支えてくれる」と勘違いしている人もいる」</p> <p>57 議会にとって重要なことは対話であるが、その不可欠な条件は、「公開機能」の充実である。論点、争点を明確に結論に至るプロセスとして公開していくことである。住民参加は議員定数の削減が進む中で、議員の見落としや住民の意思との相違を回避するためにはとても有効である。同時にこれによって、議員間の議論が充実したものに变化していく。</p> <p>58 議会基本条例の要素のひとつとして、議会の権限強化がある。二元代表制の下で、議会の主張に対する権限強化が、具体的には議決権の拡大として条例化されている。それはそれで大切だが、あえて順番をつけるなら、まず市民の議会への権限強化のほうが先である。住民の議会への権限強化、つまり住民の議会への参加を徹底する</p>	

御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>ことで自然と主張に対する議会の権限も強まるはずである。</p> <p>59 議会が責任を負うべき対象は、間違いなく住民である。住民から直接選挙で選ばれている議会は住民に対して説明責任を果たさなければならない。しかし、花巻市議会は情報公開や住民説明に消極的である。これからは、市議会が自らの議決理由を明確に住民に説明しなければ、住民からの信頼は獲得できない。住民からの信頼が不満になると、ひいては議会不要論に発展することも否めない。議会はこれまで以上に住民に対して情報を公開し、審議や議決についての説明責任がより一層求められる。この議会と住民との関係強化が最も重要視されなければならない。</p> <p>60 地方自治法では、住民の直接請求権を随所に設けていることを考えれば、選挙により選出されたとはいえ、議員には、常に有権者たる住民の民意を読み取ることが求められていると断言できる。議会と市民の距離をいかに近づけるか。議会への関心を高め、信頼関係を強め、本来求められている議会の仕事を達成することが課題であった。そのためには民意を汲み取る回線が存在しなければならない。ところが、花巻市議会にはそのような手段がない。</p> <p>61 そもそも「議員とは何か?」ということを議員も住民もゼロから考えたい。首長と一体化した自治体の議会は、住民と直接向き合わず執行機関の一挙一動に反応しているのが現状だ。議員の多くは、住民の意思を吸い上げて全体の利益を実現しようという姿勢にかけています。これでは二代表制の一翼を担う機能を十分に果たしていることにならない。</p> <p>62 議会自らが、その活動に関する情報を積極的に公開していくことは、市民の市政のより積極的な参加を促し、市民全体の市政の実現につながるものと考えます。</p> <p>63 これからの地方自治は、議会が機関として、住民の意見を吸い上げ運営する時代とならなければならない。議会が主体的、積極的に住民と向かい合わず、住民の意見を吸い上げる仕組みを構築しないと、市民の議会への不満、不信は増すことになります。</p> <p>64 議会の機能回復に関して、透明化は特効薬であり万能薬である。</p> <p>65 例えば、現在の議員が担っている地域代表的な役割は、実際は市民が行政と直接交渉することのできる分野であり、議員には、市政のあり方、方向性など、より高レベルな課題に取り組んでもらいたい。議会権能については、第29次地方制度調査会「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」の内容を精査した</p>	<p>65～66 第29次地方制度調査会の答申も参考に策定したものです。</p>

御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>上で、各規定の再度見直しが必要なのではないか。</p> <p>66 議会改革が住民自治そのものであることは、つとに片山前鳥取知事が第29次地方制度審議会あるいは地方分権推進委員会ヒアリング等で力強く主張されている。“議会改革”の姿勢として、その検討過程を公開し、説明責任を果たし、市民からの意見を求める、という住民自治の基本的な考え方が議会に未だに十分浸透していないと判断せざるを得ない。“議会改革”はまずこのような姿勢の転換から始まるのではないか。</p> <p>67 議会改革の検証機能が自己都合で歪められる懸念が残る。基本条例ができた後、その成果を誰が確認するのかという問題。基本条例をつくらなければならないような状況が今まで放置されてきて、それにこたえるために基本条例をつくったとする。つまり中長期的な課題解決や、市民による地域社会を実現するために、基本条例が必要だと宣言してつくった。しかしつくった以上、それを実施する責任は議長や議会にあっても、実現できたかどうかを検証するのは誰の責任かということが議論されていない。</p> <p>68 この種の議会基本条例の「成功の評価基準」として、次の2点が大切。①条例案立案過程において、多数の住民の参加がはかられると同時に、充実した議会での審議が行われて制定されること。②制定後も条例の目的達成の管理についてしっかりしており、議会基本条例を踏まえた下位規範的な条例の整備や運用の監督があること。</p> <p>ところが、条例制定そのものが目的化し、条例案立案機関を決めて作業をいたずらに拙速に進めることで、肝心の条例内容については条例ありきとなるため、まったく具体性を帯びていない。そのため、市議会による判断に恣意的な、裁量的な判断が狭まる余地はないのかという疑念が残る。そのような要素が働かないように、議会基本条例の運用、推進、チェックを含めた機関を設け、恣意や裁量が働かないシステムをつくるのが大事だ。</p> <p>69 市民が「市政に参加する権利」を行使する上での前提条件となる、市議会の「説明責任」について、市議会運営のあらゆる過程における根本的な原則として位置づけられたい。この「説明責任」には、政策形成過程における情報の積極的な提供等も当然含まれる。情報は結果ではない。過程こそ情報そのもの。こうした取り組みは市民参加を促すのみならず、市議会の透明性の確保にもつながるものであり、市議会の自己革新に向けた基本的要請ともいえる。</p>	<p>67 第27条の見直し手続きに規定しています。</p> <p>68 議会のあるべき姿として議会が自ら示したものです。制定後の議会改革については第26条第2項で議会改革推進会議を設置し、ここで実施することとなります。</p> <p>69 議会報告会などを通して説明してまいります。</p>

御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
70 議会は合議体である。合議制で決定するから議論は当然である。とりわけ議会基本条例は議会運営の最高規範となる重要なものなのだから、その議論は市民から見える形で、わかる形で行われなければならないのではないかと。現行はそうっていない。	70 第8条第2項に各種会議の原則公開を定めています。
71 特別委員会は全議員で開催されているか。	71 議会改革検討特別委員会は、議長を除く全議員で構成し、開会しています。
72 議会に条例がないのなら、議員の調査研究活動や調査費といったものの予算をどのような根拠で計上していたのか。	72 「花巻市議会政務調査費の交付に関する条例」及び「花巻市議会政務調査費の交付に関する規程」に基づいて計上しています。
73 どうして質問や意見を述べる際にフルネームを話さなければならないのか。	73 会場での御質問や御意見もパブリックコメントとして取り扱うため伺いました。 伺いました氏名等につきましては、募集しましたパブリックコメントと同様に公表いたしません。
74 懇談会の開催周知方法を検討せよ。	74 議会及び市のホームページで周知するほか、議会だよりその他の方法も併せて周知するよう努めます。
75 議員が忙しくなると思うが大丈夫なのか。	75 条例の目的が達成できるよう努めてまいります。
76 懇談会は地域だけを予定しているか。議員OB会との懇談会は予定していないのか。	76 地域を訪問し市民の御意見を伺うこととしています。
77 意見を求められてもすぐに出すのは難しい。意見に対してのフィードバックがほしい。	77 情報提供・情報公開に努めてまいります。

御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方															
<p>78 2月19日の研修会に区長は別の研修会があるため参加できないと思うが、その辺はどうしていくのか。</p> <p>79 議員が立候補するときはできなかったこと、やりたいことなどを訴えていかないと地元の議員にしかない。</p> <p>80 市長選で議員が推薦者になっている。これでは正しい議会運営ができるか疑問。極力避けるべき。</p> <p>81 各議員は専門分野の知識をどのように習得して議案に対応しているか。</p> <p>82 市長と緊張関係を保つためということをやっているが、これからは議員が市長の後援会をつくるのは禁止するということか。</p> <p>83 議員の1人当たりにかかる総経費はいくらか。明細を示せ。</p> <p>84 合併前各町村における会期と審議は各月何日になるか。市になってからは何日になったか。</p>	<p>78 多忙な講師の日程上、同日の研修会開催はやむを得ないものでした。</p> <p>79～82 議員個々の判断によるものと考えます。</p> <p>83 議員1人当たりにかかる経費 約876万6千円 (議会費総額÷34名) (参考) 議会費総額 2億9,805万6千円 議員報酬 33万9千円(月額) 政務調査費 24万円(年額)</p> <p>84 1回の定例会の日数は平均すると以下のとおりです。 合併前</p> <table border="1" data-bbox="1464 1026 2018 1294"> <thead> <tr> <th></th> <th>会期日数</th> <th>本会議・委員会 開催日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>花巻市</td> <td>16</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>大迫町</td> <td>7</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>石鳥谷町</td> <td>9</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>東和町</td> <td>7</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>		会期日数	本会議・委員会 開催日数	花巻市	16	10	大迫町	7	5	石鳥谷町	9	6	東和町	7	5
	会期日数	本会議・委員会 開催日数														
花巻市	16	10														
大迫町	7	5														
石鳥谷町	9	6														
東和町	7	5														

御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方						
<p>85 審議する内容で専門性等、外部知識等の必要性がある案件はここ数年で何件くらいあったか。</p> <p>86 議案が通過した後評価した件数はここ数年で何件くらいあるか。評価内容も示せ。</p> <p>87 常任委員会の研修予算と政務調査費の関係が良くわからない。</p> <p>88 懇談会で出された意見はなぜパブコメ扱いとしないのか。また、各会場で出された市民意見、質疑の内容はなぜ公表しないのか。一方的に市民意見を聞くだけでフィードバックしないのは条例制定の趣旨に大きく反する。</p> <p>89 パブリックコメントの件数が3件しかない。関心が低い。懇談会の質問意見はパブリックコメント扱いにしてほしい。同時に2会場で開催しているのでどんな意見が出されているか知りたいので、議会は何らかの報告をしてほしい。</p> <p>90 今回の意見、パブリックコメントを受けて再び市民に返してから条例を制定してほしい。</p> <p>91 出された意見要望を却下する場合、理由を沿えて市民に公表してほしい。</p> <p>92 意見や要望に対する回答をしてほしい。</p> <p>93 市民の意見は条例制定にどのように反映されるのか。制定の経過についてはどのように示されるか。</p>	<p>合併後</p> <table border="1" data-bbox="1473 272 2029 389"> <thead> <tr> <th data-bbox="1473 272 1637 339"></th> <th data-bbox="1637 272 1839 339">会期日数</th> <th data-bbox="1839 272 2029 339">本会議・委員会 開催日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1473 339 1637 389">花巻市</td> <td data-bbox="1637 339 1839 389">17</td> <td data-bbox="1839 339 2029 389">11</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、このほか閉会中にも議員活動や委員会等の活動を行っています。</p> <p>85 合併後につきましてはありません。</p> <p>86 現在、議会基本条例検討小委員会で検討している評価制度がないため、今後取り組もうとするものです。</p> <p>87 常任委員会の予算は、委員会が所管する専任の調査事項の調査研修に資するものです。政務調査費は、議員個人の調査研究に資するための経費の一部です。</p> <p>88～93 懇談会でも出された意見もパブリックコメントと同様に市民の意見として取り扱い、公表もしています。</p>		会期日数	本会議・委員会 開催日数	花巻市	17	11
	会期日数	本会議・委員会 開催日数					
花巻市	17	11					

御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>94 総務省などで多様な自治制度を検討している旨の報道があった。本来の地方自治の理念から考えると、全国一律の制度は奇妙であって、多様な制度があつて当然である。しかし、前項の二元代表制下で市民と向きあうことができない議会が、議会中心主義の制度で上手くいくとは思えない。市民参加を力にして対応しあうのが二元代表制。議会が市民としっかりと結びつくことが自治の基本である。</p> <p>95 議会改革の基本は、情報公開と住民参加に尽きる。それは当然といえば当然のことだが、このことを具体的な取り組みの段階になると躊躇してしまう議会は少なくない。住民と向きあう覚悟が必要である。その前段階として、覚悟を決めるまでの無数の試行錯誤が不可欠である。一朝一夕に議会が変わることはない。議会基本条例の制定で議会が変わることはない。現実を直視し、身の丈の改革から始めるべきではないか。</p> <p>96 住民の議会への直接参加は、議員の見落としした視点を付加することから、議会活動に対する監察機構・政策提案等として、①「アドバイザーボード」の設置、②議会モニタ制度等の導入、③「議長への手紙」制度、④傍聴人発言制度の検討を求める。</p> <p>97 各地の議会基本条例の中には、議決事件の追加は見られる。簡単に議決事件を盛り込んで、賛成・反対だけでは意味がない。どのように議会が関わっていくかが今後の課題である。議決事件に追加したからには、議会としての考えや審議の進め方等、十分な対応を考えていく必要があり、事前にその点の整理が不可欠だ。</p> <p>98 改革の基本はいかに情報を公開し、市民参加を担保するかにかかるといえる。それは、条例の素案の検討から始まり、実際の運用まですべてを通じてであることはいままでの間でもない。議会討論のプロセスを公開することは、結論同様に重要である。</p> <p>99 花巻市情報公開条例は第1条において、「市の保有する情報の一層の公開を図り、もって諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参加を促進し、開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。」としている。これは、議会改革に関する会議の実質的部分を開示しないこととは、まったく対極的な考え方である。花巻市議会議員は市の情報公開制度を見損じているのだろうか。なんとも情けないの一言である。</p> <p>100 議会基本条例は、憲法第92条「地方自治の本旨」の団体自治と住民自治のうち、住民自治に大きくウエートが置かれているルールである。したがって、この条例の議論の過程を公開したからといって「市民の間に混乱を</p>	<p>94～98  <b>貴重なご意見として承りました。今後とも十分に検討すべき事項と考えています。</b></p> <p>99～102  <b>現在も多くの会議は公開しています。また、会議録などの公文書も公開しています。</b></p>

御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>生じさせる恐れがある」とはまったく考えられない。まさかと思うが、市民が“騒ぐ”とわずらわしく、何も議論せず拙速でも構わないという考え違いをしていないことを祈りたい。</p> <p>101 端的に申し上げると、議会改革の基本は「徹底した情報の公開・市民参加」につきる。これまで議会という機関は、市民参加など考えてもこなかったし、情報を市民と共有しようという動きも皆無に近かったと思う。</p> <p>102 2年前の議会基本条例検討委員会の調査報告書の内容をなぜ公表しないのか。</p> <p>103 二元代表制に関して。花巻市の場合、首長と議会は実質的に一体化してしまい、チェック機構としての役割を果たしていないと見受けられるところがある。議会と執行部が一体となってしまうと、ほとんどのことが水面下で調整されてしまい、どのような議論が行われたのかが住民にわからない。</p> <p>104 国の政治制度と地方の政治制度の違いを正確に理解しないと、議会基本条例についても深い理解や運営はできない。地方の政治制度は“直接民主制をベースとした間接民主制”であり、市民参加を前提としている。したがって、地方議会の議員は“市民の代表者”というよりは、“市民全体の公共的な意思の代行者”が適切な表現である。地方議会の議員には、市民の合意をつくって、それに基づいて行動する責任がある。この点をよく認識して基本条例の策定は市民参加で進めるべきである。</p> <p>105 市政は根本的に市民の信託を受けて行われるものであり、その理由は憲法第92条に定められた「地方自治の本旨」に体现されている。「地方自治の本旨」は、市政は市民が参画し、その意見に基づいて行われるという「住民自治」の原則と、市が国、県、その他の市町村から独立し、それらと対等な立場で市政を行うという「団体自治」の原則からなるとされている。市民は選挙という権利を行使して、直接、市の首長と議員を選び、自治権の一部を信託している。あくまでも主権者は市民であり。市政はその信託に基づくものである。したがって、「地方自治の本旨」の実現を議会基本条例の基本理念として明確に位置づけるべきである。</p> <p>106 議会の活性化のためには、地方自治法が定めているさまざまな機能を最大限活用するところから始めるべきと考える。いま与えられた権限を最大限使ってみてはどうかと思う。</p> <p>107 住民が議会や首長をコントロールすることが重要。制度や用意されていても使い勝手が悪いので、要件の緩和が必要。また、日本では住民参画のツールがあまり知られていないので、住民の自治リテラシーを高める教育が必要。</p>	<p>103~109</p> <p>住民の代表者（首長と議員）を選挙によって選出し、その代表者によって政治的意思判断がなされる二元代表制、この地方自治体における現行の制度のなかで議会のあるべき姿に取り組んでいます。</p>

御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>108 地方自治の土台は直接民主主義だ。すべてを直接民主主義で行うことはできないが、市民に最も近いところで市民の生活にとって重要なサービスを提供する自治体の運営は、国よりもずっと、市民が直接情報を得て、実感を持って考え、自ら判断しやすい。したがって自治体では、現実の制度としても直接民主制を取り入れ、間接民主制と並立させている。</p> <p>109 地方分権の核心は、市民が、行政の権限・財源をより自分の近くにおいて、主権者としてコントロールしやすくすることにある。そもそも分権とは、市民が国と自治体に権限を分けて与えることだと考える。国が自治体に権限を分け与えることではない。地方政府である自治体を「市民の政府」にしなければならない。</p> <p>110 懇談会の説明の中で「大きな修正はしない」としていましたがどうしてか。そのような制限をつけた議論をしないほしい。</p> <p>111 地域医療や雇用対策に関する特別委員会をなぜ設置しないのか。議会基本条例よりも重要度、緊急度において優先するべきと思うがまったく解せない。議会改革は実績を積み重ねながらじっくりと取り組むべき。</p> <p>112 狭く険しい階段を経由してたどり着く傍聴席の環境は、高齢者や身体障害を抱える傍聴者にとって速やかに改善されるべきではないのか。そんなことより先に、誰も使わない（利用者が限定される）エレベーターなどに予算をつけている感覚がすでに市民感覚と乖離している。</p> <p>113 議員の多選規制を検討するべきである。これは有権者にも問題がある。例えば長いこと議員を務めている人はいい議員だと思っている。5期も6期も当選する議員はできる議員だと。大きな誤解である。むしろ4期5期と経つとだんだん鮮度を失って、コンセンサスがなくなる。議員は3期、4期ぐらいまで務めたら一度辞めて、もう一度普通に市民の生活を送る。ちょっと休んで、またもう一度、時間に余裕ができて新しいアイデアが生まれたら選挙に出る。そんなイメージです。市民のコンセンサスから離れたら駄目だ。</p> <p>114 議会事務局の体制整備については、まず、専門性として何を求め、その専門性に対して市役所の職員としてのローテーションが妥当か、検討が必要である。議会事務局の職員は市役所の職員である。現行の制度では、議会事務局職員の執行部からの出向人事により配置されている。議長に任免権はあるとはいえ、首長人事の一部であ</p>	<p>110 任意の検討委員会で作成した条例素案を市民の皆様 に示す際に「特別委員会で修正しないで、そのままの形 で示した」ということを説明したものです。</p> <p>111～214 ご意見、ご要望、ご提言として承ります。</p>

御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>ることは御承知のとおりである。それが証拠にいつも発令は執行部職員と同時に行われている。やはりここは制度を改め、議会事務局職員の独立（職員独自採用）の道を拓く必要性を強調しておきたい。</p> <p>115 議会事務局の専任職員を複数の自治体で共同採用することや、事務局長に外部の人材を登用すること、庶務だけでなく政策法務担当職を配置することは議会の決断で実施可能である。場合によっては自治体議会事務局連合を組織する必要があるかもしれない。また、付属機関、調査機関としては民間の専門家、住民のボランティア等を組織化することも必要であろう。さらに専門家として育成するためには他機関との交流も必要かもしれない。</p> <p>116 懇談会の際に「遅ればせながら」という説明があった。議員定数の見直しという重要な案件を含む議会改革がなぜこんなに遅れたのかきちんと説明するべき。また、大迫会場では「なにせ初めてなので・・・お許してください」という発言も甚だ不謹慎で軽率な発言である。</p> <p>117 検討経過を十分に明らかにせず、市民の関心を高めることもなく、深い理解もないままに市民へ意見を求めること自体ありえない話である。仮に意見が寄せられたとしても、何ら素案への具体的反映が見られない形式的なパブリックコメントなら何の意味も価値もない。</p> <p>118 市民がどれだけ関わられるのかがとても重要で、条例の中身より条例制定のプロセスにおける自治の当たり前の理念の再確認が大切。最大の問題は市民が基本条例を「最高規範」として受け入れるか否かだ。</p> <p>119 制定後も条例の目的達成の管理についてしっかりしており、議会基本条例を踏まえた下位規範的な条例の整備や運用の監督があるか検証を行うなど、住民による委員会等の条例進行管理組織が置かれることが望ましい。</p> <p>120 議会はもっと頻繁に首長提案を修正したらいい。議員立法を日常的に行うのは望ましいけれど、現状では難しい面がある。しかし、首長が提案した条例案をそのまま議決するのではなく、議会が修正して議決する。これは現状でも十分できるはずだ。これを行えば、決定に対する議会の責任の意識は高まっていく。</p> <p>121 「議会基本条例」制定は改革のゴールではなく、むしろ、スタートライン。制定プロセスで、議会・議員だけの議論にはしないため、多くの市民と意見を交わしながら改革を進めることをコンセプトにすべき。残念ながら花巻市では機が熟しているとは言い切れない。他市の議会基本条例のいいところ取りでお茶を濁しているだけでは不十分。</p> <p>122 会議録の内容を政策ごとに分類し、政策中心に編集した個別の「報告書」を体系化し、さらに議員の政策研究等を加えることにより、「議会白書」として充実させ、各議会終了後に作成し、開示することを提案する。議会</p>	

御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>白書を作成した例として北海道福島町議会が挙げられる。同議会は議員が自己評価を行っていることでも知られている。以下は議会白書の例である。</p> <p>①議案を政策項目ごとに整理し、各会派・議員の賛否、その理由、審議過程での議員間討議、論点・意見・課題等とその処理、②質問を政策項目ごとに整理し、さらに細かい内容ごとに論点と行政側の回答を整理、要望、提案等とその処理、③各定例会を中心にまとめ、最終年に年度ごとに編集し、議会報告会等で活用する。</p> <p>123 議決に関する会派拘束は原則として外すべきである。議会は二元代表制として市長との緊張関係をもとに運営される。国会のように議院内閣制で与党が内閣と一体になって政策を進めるわけではないのだから。</p> <p>124 市民が議員活動を監視する「議会評議会」の設置や各委員会の審議に市民が加わる「議会サポーター制度」の導入を検討すべきだ。議会評議会は議会の付属機関として位置づけ、メンバーは市民で構成し議会のオンブズマン的役割を担うものである。同様の機関は三重県議会が2008年に設置し、議員の資質向上につながっている。</p> <p>125 議会基本条例の中に、議決事件の追加が見られるが、どのように議会が関わっていくかが今後の課題である。議決事件に追加したからには、議会としての考えや審議の進め方等、十分な対応を考えていく必要があり、事前にその点の整理が不可欠だ。簡単に議決事件を盛り込んで、賛成・反対だけでは意味がない。素案から市民参加を求め、議会としての考えを合意形成する。その上で、執行側との協議、どの場面での登場が有効か、それぞれの自治体によって異なると思う。議会がその力量を問われる。</p> <p>126 地方自治体の議会はチェック機関とも言われる。何に対してのチェックかといえば、議会が決定した事項を決定したとおりに執行しているかをチェックするのである。2年前に修正可決したまちづくり基本条例に規定された常設の住民投票条例や市民参加条例は未だに未制定であることは市議会として、チェック機能を放棄しており怠慢であるといわざるを得ない。</p> <p>127 パブコメをかけた場合、議案とする前に最終案の公表が義務づけられているが、2月14日に締め切り、2月26日開会3月15日会期末の議会日程を勘案し、いつの公表を行うのか。</p> <p>128 会派は議会の中の公的存在であり、議会の一翼を担う。ここが基本的考え方である。したがって、会派の運営はこれまで議論した「討論から意思決定まで」における議会の運営を阻害しないようにすること、さらに積極的に寄与することが原則である。</p> <p>129 真の議事機関としての議会の改革を進めていく上で、議会事務局の知的インフラ整備が必要になると考えられ</p>	

御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>る。また、付属機関、調査機関、議会図書館等のバックヤード機能の強化も当然必要である。問題はそのアプローチである。</p> <p>130 議会のことだから素案づくりを議会内部でやるのは納得がいかない。有識者専門家の力を必要とせず、独力でやれる自負があるのか。そのわりに、内容のほとんどは栗山町の丸写しとは情けない。</p> <p>131 岸和田市議会では、議長の私的諮問機関として平成20年12月に議会基本条例検討委員会を設置し、議会の活性化や開かれた議会のあるべき姿を実現するため議会改革に着手してきた。現在、議会や議員の責務と議会の機能を明確に条文として盛り込んだ（仮称）議会基本条例を平成23年4月に策定、施行するため、具体的な内容の検討を行っていると思うが、花巻市は事前準備がよい加減すぎる。</p> <p>132 議会基本条例の素案づくりを非公開で実施している。これはブラックユーモアみたいな話だ。議会基本条例は議会に市民が参画することが目的である。市民参加の仕組みを市民不在で議論していることを意味する。一部の議員や会派が素案をつくって提案して、密室で議論した結果の全員一致では、住民にはまったくわからない。住民にとって、そんな議員立法は行わないほうがよい。だから、議会基本条例の制定過程を全部公開にすること、住民が参加することが大事だ。</p> <p>133 花巻市では、首長と議会が一体化し緊張感がない状態にある。選挙においても首長と議員が支持基盤を共有することで「お仲間」から談合的に選ばれる事実上の無風選挙となっている。本来の議会の役割をつきつめると、民意を汲み取り、行政に反映するということだ。積極的に議会の機能を発揮し、執行部と互角に渡り合うことが求められている。首長から提出される案に対し、ただ賛否の意思を示しているだけでは機関として市民からの信頼は得られず、それが地方議会不要論の大きな要因であることは否めない。</p> <p>134 これまでの議会の主たる役割は、首長（行政）の提案について適切な判断をすることであった。首長の原案に対しての賛否を表明するだけで十分であった。個別の議員や会派からの要望が首長原案にどれだけ反映されているかが、賛否を決める重大要素であった。首長の原案を採決するかについて、議会の責任を感じていた。議会は、首長に対して責任を負っていると思いを違えていた。</p> <p>135 多くの住民は責任ある議会や議員に善良な市民としての手本を示したりすることを期待していない。ましてや大きな議論を議会で行い、市全体をいい方向に持っていくことを期待していない。行政がいうことを聞かないときに、個別の口利きで頼み込んで何か動かすとか、そういうことを議員に期待している住民がやはり一番問題が</p>	

御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>あると思う。やはりこれは議会や議員の問題だけではなく、それを選ぶ住民の意識が第一だ。</p> <p>136 合併時に在任特例を支持した現職議員もいるわけだが、その後4年間にどのような心変わり、政治環境の変化があったのか。また、前回の市議選で議会改革を公約に掲げた議員はいたのだろうか。</p> <p>137 ネットで議会が視聴できる昨今、現行の傍聴規則は現実になじまない。傍聴環境の改善、階段はあれでいいのか。</p> <p>138 なぜ土日の日中ではなく、1年で一番寒い時期の今、参加し難い夜間に懇談会を企画したのか。議会の常識を疑う。また、懇談会はなぜ中学校区単位の開催なの。市議会も大賛成した小さな市役所構想に基づく27コミュニティ単位で実施しないのはなぜか。</p> <p>139 まちづくり基本条例の表決の際に、無記名投票としようとした意図はなぜか。</p> <p>140 地方自治法改正の対応について、例えば定例会の回数、臨時議会の招集権、専決処分の問題等について、花巻市議会はどのように臨むのか、まったく姿が見えてこない。国では「地方行財政検討会議」が発足し、自治法の抜本的改正に向けた議論が始まった。地方議会改革も主要な検討項目に挙がっている。</p> <p>141 花巻市議会では条例制定権を活用していない。それから予算の増額修正とか、公聴会を開催し議会として住民の意見を聞くとか、そういったことがほとんど行われていない。一方で、本来予定されていないことに積極的な議員がいる。個別具体的な予算執行への口出しとかを日常的に行っている議員が少なくないのが現状である。議会基本条例制定のパフォーマンスの前に、そもそも議員とは何かということをよく考えることのほうが先決ではないのか。</p> <p>142 現在の市議会では、議員同士で民意をくみ上げてしっかりと議論を行うことはほとんどない。自治体の進むべき大きな方向性を議論していない。議員の活動はそれぞれの小さな個別利益の実現のために直接執行部と交渉することに終始している。権力者である首長の横暴を抑える、行政をチェックする機能は果たされてない。実に深刻な問題だ。条例を制定するよりも議員をすべて取り替えたほうが有効ではないか。</p> <p>143 市域を1選挙区として選ばれた議員は「地域」代表なのか、市民全体の「代表」なのかをもう一度じっくりと考える必要がある。市域を1選挙区として選ばれた議員は、市民全体の「代表」であってほしい。仮に地域代表であるとすると、「地域自治区制度」との絡みはどうなるのだろうか。議員が地域代表という考え方を推し進めていくと、先駆的な活動地域と優秀な議員がいる地域とそうでない地域の格差が非常に大きくなり、市全体で見た</p>	

御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>ときに行政サービスに大きな不公平感が生ずるので、市民にとってはこれは回避されなければならない。</p> <p>144 市長が出したことが全部議会を通るのであれば、最終的には議会はいらないという話になる。これから二元代表制を担う議会に一番必要なのは、市民の参加だと考える。議会改革の核心は市民参加なのである。議会への市民参加とは、市民が議員の個人宅や議会の会派控え室に行って懇願することではない。委員会など正式な会場の場でちゃんと市民と議員が正式に議論するということだ。</p> <p>145 議員の中には、市民参加を進めると代表制民主主義に反するものとか、介入するとか、議会の権限を弱めてしまうものとかという者がいるが、決してそうではない。議会は、表向きは代表制民主主義制度をとっているといいながら、実際には大きなずれが生じている。議員も表向きは「市民と手を携えてまちづくりを行います」といいながら、実際には具体的な市民参加の手続きを定めていなかったり、情報共有がなされていなかったりしている。そうしたことをなくすためにはどうしたらよいかということを議会基本条例に書き込んでいかなければならない。</p> <p>146 基本条例の中に「二元代表制」をうたっているが、現実には、市議会議員の3分の2の議員が、首長選挙の際に現職である候補者を支援している。そうやって選ばれた首長は、議会とのオープンな議論を通してではなく、議会の圧倒的多数を占める「与党」と、市民には見えない議会の外で相談しながら自治体を運営する。結果、正規の議会はセレモニー的になる。多くの議員は、与党体制に入りその中で、自分の支持基盤の要望を長や行政に働きかけ実現することを目指す。一言で言えば、議会の談合で長をつくり、その長と議会の談合で自治体を運営する「擬似議院内閣制」だ。ここでは、憲法で保障された市民が長を選ぶ権利が形骸化し、日常の自治体運営から市民は疎外される。こうした構造のもとでは一見平穏な自治体運営が行われるが、やがて市民全体の利益と離れた「首長の利益」「議会の利益」「役所の利益」を生み出し、市民の批判にさらされるだろう。</p> <p>147 住民を対象とした「議会報告会」を各地域自治区、複数の場で、少なくとも年4回開催する。また、NPO等の市民団体を対象とした「政策検討会」を必要に応じて随時開催する。北海道栗山町を嚆矢とした議会基本条例に流れる一貫した施策は自由討議である。「議会報告会」及び「政策検討会」は、そのための方策であり、この対話を積み重ねることによって相互の信頼性を高めるとともに政策に関する討論をレベルの高いものとする。</p> <p>148 「議案の中身ではなく、市長を支持するかどうかを議決の基準にしている会派がある」「首長の中には「与党会派の議員は自分を支えてくれる」と勘違いしている人もいる」</p>	

御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>149 常識的に3月の条例制定までの全工程表を示すべき。</p> <p>150 「合意形成」と「玉虫色の妥協」は違うということが区別できる議会になってほしい。</p> <p>151 栗山町の条例を丸写ししたと聞くが、義務規定にするべきところがほとんど努力規定にすぎ替えられている。これでは換骨奪胎である。</p> <p>152 議員提案もせず個別利益の実現に終始する議会には市民の直接参加が不可欠である。</p> <p>153 二代表制の一方である議会の議員3分の2の議員がなぜ現職市長を担ぐのか。機関対立主義の観点からも該当議員の資質を疑う。このような議員が大半の市議会でも議会基本条例をつくってみても、それは絵空事である。</p> <p>154 傍聴者への議案と関連資料の配布と、市議会のホームページへの議案と関連資料の掲載を求める。</p> <p>155 議会改革は用意周到に、着実に進められているのだろうか？まず、ここに大きな意味がある。</p> <p>156 議会基本条例について問い合わせた際の、事務局職員の本で鼻をくくったような不遜な対応は議会改革の対象となるのか。旧三町の職員は懇切丁寧な対応をしてくれるのだが、旧花巻市の職員の再教育を徹底すべし。</p> <p>157 任意の検討委員会、それを受けて設置された特別委員会の議事録がホームページにアップされておらず、素案取りまとめにいたる審議経過を知ることができない。学識者を多数起用した策定委員による専門的知見に基づく分析や問題提起などの発言・言及があれば、ぜひとも知りたいものであるがいかがか。何もないとすれば、その程度の辻褃あわせの検討委員会だったのだろう。</p> <p>158 基本条例制定の趣旨、その内容からも、今回11会場で行われた懇談会で出された市民意見や質問の内容をすべて公表すべきではないか。</p> <p>159 基本条例の前に、まずは地方自治法によって付与されている議会の権能を積極的に最大限活用することから始めるべき。</p> <p>160 「住民参加をトライする場」として傍聴者の発言等を積極的に進める。</p> <p>161 福島町や会津若松市議会のような、市民との連携に特化した議会基本条例も参考にすべき。</p> <p>162 市民参加の必要性には触れず、自らの権限を拡大しようとする前文を読めば“本物”でないことは明瞭である。議会基本条例の策定だけが目的になっている。そこには「市民と政治・議会の関係」を変革しようとする志はまったく見えない。</p> <p>163 計画時点から詳細を市民に説明し、その意見を聞いていくことで審議の際の賛否の判断ができる。</p>	

御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>164 開催時間の午後6時半から午後8時半は生活パターンから参加が無理な時間帯。</p> <p>165 今までの議会のルールとの比較表がほしい。</p> <p>166 素案を先に示して理解した上での懇談会であればわかる。</p> <p>167 素案の成立を望む。</p> <p>168 議会を学者の集まりにしないで、各界各層から老若男女の集まりとなることが理想。若者や一般労働者、農家の方々などが参加しやすい環境づくりをしてほしい。</p> <p>169 説明されても住民にとっては難度の高い話なので、その場で意見を求められても出せない。</p> <p>170 もっと多くの市民に素案を見てもらうために、全戸配布してはどうか。</p> <p>171 市民参画を進め民意を十分取り入れてほしい。</p> <p>172 小委員会に一般市民を入れて議論を煮詰めていってはどうか。</p> <p>173 小学生でもわかる表現にしたほうがいい。</p> <p>174 自分で自分を縛ってしまい、活動が窮屈になってしまわないか。議員はもっと自由でもいい。</p> <p>175 栗山町議会の基本条例を丸写ししたような内容になっているが、栗山町議会の要諦である市民参加と情報公開が決定的に弱くなっている。</p> <p>176 議会には条例はないのか。なかったことに驚いている。</p> <p>177 勉強不足や活動不足もあると思うが、お金がなくなってきたので議会改革というのでは改革不足だと感じた。</p> <p>178 この条例の使用期限を決めるべき。</p> <p>179 条例制定によって、行政と議会、コミュニティなどの関係はどのようになるのか。現在は要望を持っていても行政と区長、コミュニティをたらい回しにされて受け付けてもらえない。</p> <p>180 短い時間では理解に苦しむ。</p> <p>181 前段の挨拶をもっと短くして、意見交換の時間を多くしたほうがいい。市民からの多くの意見をもらうためには、現行のルールと新たに設けたい条例素案を並べて示したほうが理解が深まると思う。</p> <p>182 素案の素案という話だが変更する可能性のあるものに意見は出しにくい。</p> <p>183 内容が良くわからなかった。詳しく説明すべき。</p> <p>184 時間が少ない。資料を早くほしかった。</p>	

御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>185 「検討してみる」ではなく、もう一回こういう会を持つべき。報告だけでは納得できない。</p> <p>186 今回の説明だけでは良くわからない。</p> <p>187 議論できる場をもう一回持ってほしい。</p> <p>189 地方分権の時代にあって、基本条例の必要性をもう少しわかりやすくすることが大切と考える。</p> <p>190 情報公開、議会報告の規定の重みの割りに市民からの意見聴取の機会が少ないのではないか。むしろこちらを義務規定にするべきではないか。</p> <p>191 議会側の本気度が低い。質問に対する答弁が貧弱。全体として双方の小委員会における検討が表層的であると感じられる懇談会だった。</p> <p>192 内部で協議してホームページで紹介し、これで市民参加のツールは機能したとする傾向があり、各地で問題になっている。</p> <p>193 だらだらと時代に合わない条例を使い続けたいためにも委員会で傍聴人にも質問を認めたらどうか。先進国の地方議会では常識のこと。</p> <p>194 いい懇談会だった。今後も開かれた会議であってほしい。</p> <p>195 会場に集まったうちの半分が議員という状況について、市民の参加が少ない原因を探り対策をとるべき。市民の本音を聞く姿勢を期待している。</p> <p>196 懇談会はもっときめ細かくあるべきだ。</p> <p>197 これまでのやり方との対比がないので、意見を求められても出せない。</p> <p>198 会議録をホームページに掲載してほしい。</p> <p>199 有意義な視察にするために、条例の中に視察について規定する条文をもうけたほうがいい。</p> <p>200 事業仕分けを議会でも実施することを盛り込んだ条例にしてはどうか。</p> <p>201 市民と議会の意見交換をもっと検討してほしい。</p> <p>202 議員同士のコミュニケーションを会派を越えてとってほしい。</p> <p>203 地域代表ではなく、市全体の議員としての活動をしてほしい。質問のことなど会派で意見交換を行うべきだと思う。</p> <p>204 市民ありきの開かれた議会が必要。</p>	

御質問・御意見	御質問御意見に対する考え方
<p>205 市民の意見を聞く姿勢が頼りなく感じる。</p> <p>206 議員は地元で報告会を開催してほしい。</p> <p>207 大迫のことが後回しにされる傾向がある。議会としましては全市を理解してほしい。</p> <p>208 素案策定の段階で公募した有識者や研究者などの力を必要としなかったのか。議会内部だけでつくるのには納得できない。</p> <p>209 市民の力を借りて市民とともに作り上げるべき。</p> <p>210 懇談会の実施はよかった。今後も継続してほしい。</p> <p>211 検討結果を議会報で報告するよう要望したい。</p> <p>212 抽象度の高いものが多く。執行機関を直接的に拘束しない規定となりがちだが、そのような拘束力のないものに法規範性があるか疑問。理念だけで結局、組織内外からこの条例が見向きもされなくなるのではないか。公共性についての議論が不十分で、理念型条例をどのように昇華するかがまったく見えない。すべての人々に理解され、共有され、かつ実効性をもった基本条例とするには、できるだけ内容の具体化に努めなければならぬはずだ。</p> <p>213 各論に実態が伴わない、すなわち、具体性を欠いた基本条例は「生ける基本条例」にはならない。各論における改革の実態や関連条例の整備を伴わない、いわば、理念状態、作文状態のまま放置されてしまう危険性がある。</p> <p>214 議会の本質、第一の使命は何か。その本質の実体化はどのように組み込まれているのか。基本条例の課題は、その実効性をどう担保するのかである。具体性は「生ける基本条例」のための最も大切な要件である。新しい「制度をつくる精神」が健全でなければ「制度を生かす精神」も健全に育たない。プロセスが大切。</p>	